

# 官報 号外

昭和五十七年五月十四日

## 第九十六回 衆議院會議録 第二十一号

昭和五十七年五月十四日(金曜日)

議事日程 第二十五号

昭和五十七年五月十四日

午後二時開議

第一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三 原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、出)

第四 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案(内閣提出)

第五 私立学校振興助成法の一部を改正する法律案(石橋一弥君外三名提出)

第六 農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

第九 昭和四十二年以後における地方公務員

等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

中野四郎君の故議員渡辺武三君に対する追悼演説

鈴木内閣総理大臣及び伊藤国務大臣の発言

国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選挙

日程第一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第三 原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、出)

日程第四 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案(内閣提出)

深海底鉱業暫定措置法案(商工委員長提出)

日程第五 私立学校振興助成法の一部を改正する法律案(石橋一弥君外三名提出)

日程第六 農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

日程第九 昭和四十二年以後における地方公務員

提出

日程第八 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)

日程第九 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時三十分開議

○議長(福田一君) これより会議を開きます。

○議長(福田一君) 御報告いたすことがあります。

議員渡辺武三君は、去る四月二十三日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に対する弔詞は、議長において去る五月八日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔議員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力された議員渡辺武三君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

故議員渡辺武三君に対する追悼演説

○議長(福田一君) この際、弔意を表するため、中野四郎君から発言を求められております。これを許します。中野四郎君。

〔中野四郎君登壇〕

○中野四郎君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、愛知県第四区選出議員渡辺武三君は、去る四月二十三日逝去されました。

渡辺君が亡くなりになった前日の民社党国会対策委員会では、終盤国会の焦点である参議院全国区制改革法案、老人保健法案、グリーンカード制問題など山積する諸問題について活発な議論が交わされておりました。国対副委員長の渡辺君は、党務出張中の永末国対委員長にかわって、ふだんと変わりなく元気にこの会議を主宰されたこのことでもあります。

その君が、その日の午後、突然、心筋梗塞の発作に襲われ、院内の医務室から慈恵医大病院に入院され、翌二十三日には、御家族、医師団の願いもむなしく五十九年の生涯を閉じられました。

君の急逝は、私にとりまして思いもよらぬ驚きであります。諸行無常、生者必滅とは申せ、生命のはかなさに身も心もめいる思いを禁じ得ません。深い寂寥の感に打たれたのであります。

まして、御遺族の御心中を思うとき、その痛恨

昭和五十七年五月十四日 衆議院會議録第二十一号 故議員渡辺武三君に対する追悼演説

七二八

は言葉をもちてあらわすことはできません。  
私は、ここに、議員各位の御同意を得て、議員一同を代表し、謹んで哀悼の言葉を申し述べます。(拍手)

渡辺君は、大正十一年十月、愛知県刈谷市小垣江で、この地方の特産であります三州がわらを手広く扱う商家にお生まれになり、御両親の厳しいうちにも慈愛に満ちた御薫陶を受けながら成長をされました。

しかし、小学校卒業を前に御尊父の御逝去に遭い、君の人生は大きな転機を迎えることとなりました。昭和十二年、高等小学校を卒業された君は、働きながら勉学する道を余儀なくされ、昭和十三年、豊田自動車工業株式会社に入社し、労働の傍ら、昭和十八年、豊田工科青年学校を卒業されました。

この間、君は早稲田大学の講義録を説破して知識の吸収に努められるとともに、柔道に熱中し、心身の鍛錬に若き情熱を注がれました。

若くして、こうした苦勞を身をもって味わったことが、君の質実剛健の気風を形成し、常に働く者の側に立つて正しいと信じたことは万難を排して行動する反骨精神を培われたのであります。

その後、兵役に服し、中国大陸各地を転戦し、戦争の悲惨さと苦しみをもつて体験された君は、昭和二十一年復員し、価値観の混乱と精神の動揺を整理するいとまもなく、会社で復職されました。

職場は、当時資材不足、食糧難に加えて、自動車産業の将来や企業の前途の見通しも立たず、働く者は生活の不安におののき、無残な姿に変わり果てておりました。こうした混乱の中で、昭和二十一年、豊田にも労働組合が組織されました。君は、決意も新たに友愛と団結で工場を守り、生き抜くことに全力を傾けられました。やがて、君は昭和二十三年、結成された全自動車労働組合東海支部の法規対策部長に選任され、労働運動の第一歩を踏み出したのであります。

企業の整備縮小、人員整理等が進行する中で労働関係法の研さんを積み、組合員の生活擁護のために懸命の活躍をされたのであります。

やがて、渡辺君は、昭和三十九年から昭和四十四年まで、トヨタ自動車労働組合副中央執行委員長あるいは中央執行委員長の要職につかれ、組織の強化を推進するとともに、近代的労使関係の確立、労働条件の維持改善のため、卓越した指導性と緻密な計画性とじみちな説得の手法をもって、全精力を傾注されました。

かくして、今日の数々のすぐれた労働条件の基礎は、君の力によって築かれたものであります。一方、国際的にも評価されている労使相互の理解と信頼を基盤とした労使関係の確立は、君の先見性と指導性のたまものであり、その功績は高く評価されなければなりません。(拍手)

この間、昭和三十年、同志諸君に推されて、豊田市議会議員に御当選。市政に新風を吹き込み、その発展に大きく貢献されました。

君は、三十年間、一貫して労働者の生活向上のため、自分に何ができるかをみずから問い、正直者を損をしない、まじめな者が報われる社会の実現を追求してこられました。

そうした中で、幾多の問題が、政治の場でなければ解決できないことを痛感され、昭和四十三年、当時の西村村社委員長、春日書記長の再三におたの要請を受けて民社党に入党。翌昭和四十四年十二月に行われた第三十二回衆議院議員総選挙に、民社党公認候補として出馬され、県民の強力な支持を集め、みごと最高点をもって初当選の栄冠を得られたのであります。

自來、本院議員に当選すること連続五回、在職十二年六月にわたり、君は心魂を傾けてその職務に精励されたのであります。

初当選後、君はいち早く通勤災害への労災補償法適用の実現に懸命の努力を傾けられるとともに、自動車に関連する分野での豊富な経験と卓越した識見をもつて、運輸委員会あるいは交通安全対策特別委員会において、国政の審議に全力を尽くされました。君は、道路交通、交通事故防止対策等を中心に、実態に即した幾多の提言をされましたが、中でも、路面の立体化、信号機の系統化、歩道橋の改善、初心者用の若葉マークの採用、あるいは交通規制に関する提言は、今日行政

の上に生かされ、交通の円滑化と事故防止に大きな役割りを果たしているものであります。君の功績の一つとして、忘れることのできないところであります。(拍手)

やがて、建設委員会の理事となられました君が、車と不離一体の関係にある道路整備事業の推進に格段の尽力をされたことは論をまたないところであります。君の御活躍はこれにとどまらず、今日の十一年余にわたる建設委員在任中、住宅地対策、下水道、都市再開発の各事業あるいは治水対策等、建設行政の各分野における多くの課題と取り組んで、検討に検討を重ね、政府を鞭撻してその実現を迫るなど大きな業績を残されました。とりわけ、地価の騰貴抑制に大きく貢献されたことは特筆すべきことであります。

君はまた、郷土の発展のため終生骨身を惜しまず奔走されました。郷土の方々には、君のひつぎを前にして、「先生は、みずからの業績を決して口にされる方ではありませんでした。しかし先生の遺業はかり知れず、中でも、長年にわたる郷土の切なる願いであった豊田・瑞浪線等の国道昇格や、五ヶ丘土地地区画整理事業と豊田市内陸工業団地造成事業の二大プロジェクトの実現は、渡辺先生の並々ならぬ御尽力のたまものです。」と涙ながら、こもごも語っておられました。君の郷土、豊田市は、生前の御功績をたたえ、去る四月三十日、君に市政功労章を贈られたと伺いましたが、郷土の君に寄せる惜別の情と感謝の念の大きさをいまさらのように感ぜざるを得ません。

また、君は、民社党にとって、かけがえのない存在でもありました。中央執行委員、財務委員長を歴任され、また近年は、さきに申し上げましたように、御逝去の直前まで総務局長、国会対策副委員長、議案審査会長の要職にあつて、日夜党内の取りまとめに尽す、民社党の発展に大きく貢献されたことは、ひとり党内のみならず、衆目の認めるところであります。

君は、論理を尊重し、筋を通す信念の士でありました。しかし、常に話し合いによる問題の解決を心がけ、状況によっては、その立場を譲る態度も備えておりました。誠意をもってじっくり話し

合えば、必ず相手を説得できるという自信のほど、君の長く厳しい労働運動によって体得せられたものであります。

また、君は各方面に強力なリーダーシップを発揮してこられました。みずから權威を振りかざすことを嫌い、一市民に徹する姿勢を貫き通されました。人に接するに温容、人に対する謙虚、その私生活は清潔、清貧そのものであります。(拍手)

君は、一滴の酒もたしなまず、その日常は、文字どおり国会活動と党務の明け暮れでありましたが、ほんのつかの間の憩いとして囲碁に親しまれました。

「入院の前日、民社党の控え室で久方ぶりに佐々木委員長と対局し、二連勝の成績をおさめられた渡辺君のうれしそうな笑顔が、いままも脳裏を離れない。いまとなつては悲しい思い出となった。」と、その場に居合わせた同僚議員の一人が、しみじみ私に語ってくれました。

もはやこの議場に再び君のお姿を見ることはできません。御遺族の皆さん、いま渡辺君の議席には清楚な君にふさわしいカーネーションが楚々として飾られております。寂寥の感、胸に迫るのを覚えるのでございます。

現下、わが国内外の情勢は厳しく、幾多の困難に直面いたしておりますが、この試練を乗り切るためには、何よりも国民の一層の理解と協力が必要であります。このときに当たり、国民の一人一人の心を政治に直結させるために日夜奮闘を続けてこられた渡辺武三君に期待するところきわめて大なるものがありました。しかるにいま、突如君を失いましたことは、民社党はもとより、本院にとつても、国家国民にとつてもはかり知れない損失であり、惜しみて余りあるものがあります。(拍手)

ここに、渡辺武三君の生前の御功績をたたえ、心からなる御冥福をお祈りして、追悼の言葉といたします。(拍手)

# 国務大臣の発言

○議長(福田一君) この際、内閣総理大臣及び伊藤内閣事務大臣から発言を求められております。順次これを許します。内閣総理大臣鈴木善幸君。

〔内閣総理大臣鈴木善幸君登壇〕

○内閣総理大臣(鈴木善幸君) 伊藤防衛庁長官の去る五月六日の防衛懇話会における発言の中で、表現に一部適切を欠いた点があったことはまことに遺憾であります。

私も、伊藤防衛庁長官に対し、厳重に注意いたしました。伊藤防衛庁長官自身も深く反省しております。

内閣は、今後、一層言動を戒め、職責の厳正かつ公正な遂行に全力を挙げていく決意であります。(拍手)

○議長(福田一君) 国務大臣伊藤宗一郎君。

〔国務大臣伊藤宗一郎君登壇〕

○国務大臣(伊藤宗一郎君) 五月六日、防衛懇話会における講演中、一部……(発言する者あり)適切さを欠いた点については取り消し、十分意を尽くした表現をし得なかったことを深く反省するとともに、遺憾に思います。(発言する者あり)今後は、このようなことのないよう十分に戒めてまいります。(拍手)

## 国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選挙

○議長(福田一君) 国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選挙を行います。

○小里貞利君 国土開発幹線自動車道建設審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(福田一君) 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、動議のごとく決しました。

議長は、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に宮田早苗君を指名いたします。

# 日程第一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(福田一君) 日程第一、昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の参議院回付案、日程第二、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の参議院回付案、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の参議院回付案、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の参議院回付案、右両案を一括して議題といたします。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(福田一君) 両案を一括して採決いたします。

両案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、両案とも参議院の修正に同意するに決しました。

日程第三 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

〔賛成者起立〕

# ○議長(福田一君) 日程第三、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長唐沢俊二郎君。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○唐沢俊二郎君 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、本年九月から、医療特別手当の額を月額九万八千円から十万二千四百円に引き上げるとともに、医療特別手当の引き上げに準じて特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額をそれぞれ引き上げようとするものであります。

本案は、去る二月十九日付託となり、四月二十七日の委員会において質疑を終了し、討論を行い、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

# ○小里貞利君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第四とともに、商工委員長提出、深海底鉱業暫定措置法案を委員会の審査を省略して追加し、両案を一括議題とし、委員長の報告及び趣旨弁明を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第四 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案(内閣提出)

深海底鉱業暫定措置法案(商工委員長提出)

○議長(福田一君) 日程第四、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案、深海底鉱業暫定措置法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。商工委員長渡部恒三君。

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案及び同報告書

深海底鉱業暫定措置法案

〔本号末尾に掲載〕

○渡部恒三君 ただいま議題となりました二法律案について申し上げます。

まず、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、海外商品市場における先物取引において、悪質な行為を行う業者が多く、一般委託者の間で被害が多数発生している状況にかんがみ、海外商品市場における先物取引の受託を公正にし、一般委託者の損害の防止を図ろうとするものであります。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

その主な内容は、

第一に、海外商品取引業者は、顧客に対し、海外先物契約を締結しようとするとき、契約を締結したとき、売買が成立したとき等には、契約内容等を明確にする書面を交付しなければならないこと。

第二に、海外商品取引業者の違法、不当な行為、すなわち故意に重要な事実を告げないで勧誘する行為等を禁止すること。

第三に、海外商品取引業者が真に成立した売買取引の価格について立証しない限り、顧客に有利な一定の価格で売買取引が成立したものと推定すること。

本法案は、四月二十日当委員会に付託され、翌二十一日安倍通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、参考人から意見を聴取するなど、慎重な審査を行い、四月二十八日質疑を終了いたしましたところ、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、国民連合及び新自由クラブ、民主連合の五派共同修正案が提出され、討論の後、採決の結果、本法案は多数をもって五派共同修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

この修正は、海外先物契約の定義について、いわゆる基本契約と売買指示が別になっているものを言うことに改め、これに該当しない契約は無効とするともに、原則として、基本契約締結の日から十四日経過した以後でなければ、売買指示を受けてはならないこと等であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付けられました。

以上、御報告申し上げます。

次に、深海底鉱業暫定措置法案につきまして、その趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

その際、同時に、条約が発効するまでの間の先行投資を保護するための決議が採択される予定であります。

ありますが、この決議においては、条約採択の日までに自国政府に鉱区の申請を行っていないければ、鉱区が重複した場合の国際的調整において著しく不利に扱われることとされており、

深海底鉱業の対象となるマンガン回塊は、その賦存状況から見て有望海域に限られており、重複鉱区の国際的調整は必至であります。その際、深海底鉱業に関する国内法の有無はきわめて重要な意味を持つこととなりますが、現在、調査活動を実施している主要諸国のうち、ひとりわが国だけが国内法を持っていないのであります。しかも、重複鉱区の国際的調整の予備的な協議は、近々にも開始される可能性もあるのであります。

このまま放置するならば、わが国は、国際的調整の場においてきわめて不利な立場に追い込まれるおそれが生じてくるのであります。

本法案は、このような緊急の事情にかんがみ、国益を損なうことのないよう立法府の責務を全うするため、急遽各党間の協議を尽くし、本五月十四日全会一致をもって成案を得、商工委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

次に、その主な内容について御説明申し上げます。

第一は、深海底鉱業を行おうとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならないものと、許可の要件として一定の基準を定めていること。

第二は、深海底事業者が事業を行う場合の着手義務、継続実施義務、施業案の遵守義務、損害を生じた場合の賠償義務等について定めていること。

第三は、通商産業大臣が指定した深海底鉱業国と、わが国の申請人との間の申請区域に重複があった場合の調整措置等について定めていること等であります。

何とぞ、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日程第四につき採決いたします。

本法案の委員長の報告は修正であります。本法案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本法案は委員長報告のとおり決しました。

次に、深海底鉱業暫定措置法案につき採決いたします。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本法案は可決いたしました。

日程第五 私立学校振興助成法の一部を改正する法律案(石橋一弥君外三名提出)

○議長(福田一君) 日程第五、私立学校振興助成法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長青木正久君。

〔青木正久君登壇〕

○青木正久君 ただいま議題となりました私立学校振興助成法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、学校法人立以外の私立幼稚園について、私立の専修学校または各種学校について、助成等の規定を整備しようとするものであります。

現在、学校法人立以外の個人立等の幼稚園に對し、教育条件の向上や父母負担の軽減を図る観点から、公費による助成を行うとともに、補助金の交付を受けたこれらの幼稚園の設置者は、その翌年度の四月一日から起算して五年以内に学校法人化しなければならないこととされてお

ります。今回、これらの幼稚園をめぐる厳しい現状にかんがみ、昭和五十九年三月末日までに学校法人化の期限が到来することとなる者について、いずれもその期限を昭和六十年三月末日まで延長することとしております。

次に、専修学校または各種学校のみを設置する準学校法人について、今回、助成及び監督の規定を整備することとしております。

本法案は、去る四月十三日本委員会に付託され、翌十四日提出者を代表して石橋一弥君から提案理由の説明を聴取した後、引き続き同君から、同君外三名提出の自由民主党の提案に係る修正案の趣旨説明を聴取いたしました。

本修正案の内容は、時日の経過に伴い、学校法人化の期限がすでに昭和五十七年三月末日に到来した者に対し、本法案の延長規定を適用しようとするのであります。

四月十六日から質疑に入り、同月二十八日には参考人から意見を聴取し、次いで佐藤謙君外一名から、学校法人化の期限が延長された幼稚園の設置者、その期間内に学校法人化しなかった場合、その期間に係る補助金は返還すべきものとする旨の、日本社会党の提案に係る修正案が提出され、その趣旨説明を聴取いたしました。

かくて、同日質疑を終了し、採決を行いましたところ、佐藤謙君外一名提出の修正案は賛成少数をもって否決され、石橋一弥君外三名提出の修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも賛成多数をもって可決し、本法案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、全会一致をもって、学校法人化期限の再延長は行わないこと等五項目から成る附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

本法案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本法案は委

員長報告のとおり決しました。

### 日程第六 農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日経第七 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第六、農業協同組合法の一部を改正する法律案、日経第七、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長羽田孜君。

農業協同組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日経第六につき採決いたします。

委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日経第七につき採決いたします。

委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

産大臣から両案の提案理由説明を聴取し、同月二十八日農業協同組合法の一部を改正する法律案について参考人から意見聴取を行った後、両案を一括して質疑に入り、五月十二日質疑を終局いたしました。

続いて、農業協同組合法の一部を改正する法律案について採決に付し、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する亀井善之君提出の施行期日を公布の日に変更すること等を内容とする修正案、及び串原義直君外四名提出の年金の改定の実施時期を一月繰り上げること等を内容とする修正案について、それぞれ趣旨説明を聴取した後、採決を行い、串原義直君外四名提出の修正案を否決し、亀井善之君提出の修正案及び修正部分を除く原案を賛成多数をもって可決し、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、両案に対し、附帯決議が附されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) これより採決に入ります。

まず、日経第六につき採決いたします。

委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日経第七につき採決いたします。

委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(福田一君) 日程第八は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。

昭和五十七年五月十四日 衆議院會議録第二十一号  
て、本案は可決いたしました。

日程第九 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第九、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長中山利生君。

〔中山利生君登壇〕

○中山利生君 ただいま議題となりました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、本案の概要について申し上げます。その第一は、地方公務員共済組合法について、恩給における措置にない、地方公務員等共済組合法に基づく退職年金等について、その額を本年五月分から平均約五割増額するとともに、市町村職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業を実施するための措置等を講ずることとしております。

第二は、地方団体関係団体職員の年金制度について、地方公務員共済組合法の改正措置に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方議会議員共済会が支給する退職年金等について、その額の増額改定を行うこととしております。

以上が本案の概要であります。本案は、三月十日本委員会に付託され、四月二十三日世耕自治大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十三日質疑

を終了いたしましたところ、本案に対し、自由民主党を代表して工藤巖君より、施行期日等に関する修正案が、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党を代表して佐藤敬治君外三名より、退職年金等の年金額の改定の実施時期等に関する修正案が提出され、それぞれ趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論の申し出もなく、採決を行いましたところ、佐藤敬治君外三名提出の修正案は賛成少数をもって否決され、工藤巖君提出の修正案及び修正部分を除く原案は賛成多数をもって可決され、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたしました。

委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○小里貞利君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、外国人登録法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(福田一君) 小里貞利君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
○議長(福田一君) 外国人登録法の一部を改正す

る法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長羽田野忠文君。

〔本号末尾に掲載〕

○羽田野忠文君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、わが国に在留する外国人の数の著しい増加及びわが国の国際的地位の向上並びに国際人権規約への加入等、近年における外国人登録行政を取り巻く諸情勢の著しい変化に適切に対応するため、外国人登録制度を見直し、その適正合理化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、各種申請等に際しての本人出頭、新規登録等の申請に際しての写真提出、登録証明書の携帯等の各義務を課する年齢を十四歳以上から十六歳以上に引き上げること。

第二に、外国人は、新規登録を受けた日または前回確認を受けた日から三年を経過する日までに登録事項の確認の申請をしなければならないこととされているのを、五年を経過する日までに確認の申請をすれば足りることとし、十六歳に満たない者については確認の申請を要しないものとする。

第三に、登録証明書を携帯しなかった者に対する法定刑のうち自由刑を廃止する等罰則について所要の整備を行うこと。

委員会においては、三月二十六日提案理由の説明を聴取した後、参考人の意見を聴取する等慎重審査を行い、四月二十七日質疑を終了いたしました。

次いで、本日、日本共産党から、登録証明書の常時携帯義務の廃止等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に付したところ、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合から、それぞれ修正案に反対、原案に賛成の意見が述べられ、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたしました。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(福田一君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二分散会

出席閣僚大臣

|        |        |
|--------|--------|
| 内閣総理大臣 | 鈴木 善幸君 |
| 法務大臣   | 坂田 道太君 |
| 大蔵大臣   | 渡辺美智雄君 |
| 文部大臣   | 小川 平二君 |
| 厚生大臣   | 森下 元晴君 |
| 農林水産大臣 | 田澤 吉郎君 |
| 通商産業大臣 | 中曾根康弘君 |
| 時代理大臣  | 小坂徳三郎君 |
| 運輸大臣   | 世耕 政隆君 |
| 自治大臣   | 伊藤宗一郎君 |
| 国務大臣   |        |

○朗読を省略した議長の報告  
(法律公布案上及び通知)  
一、去る四月二十七日、次の法律の公布を奏上



し、その旨参議院に通知した。  
沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る四月二十八日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

一、去る四月二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

離島振興法の一部を改正する法律  
昭和三十七年度公債の発行の特例に関する法律

漁業再整備特別措置法の一部を改正する法律  
一、去る十二日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律  
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律

放送法等の一部を改正する法律  
電波法の一部を改正する法律  
農用地開発公団法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る七日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

観光基本法第五條第一項の規定に基づく昭和五十六年度観光の状況に関する年次報告

観光基本法第五條第二項の規定に基づく昭和五十七年度において講じようとする観光政策についての文書

一、去る十一日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和五十六年度第三・四半期における予算使用の状況

災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく昭和五十五年度において防災に関してとつた措置の概況の報告書

災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく昭和五十七年度において実施すべき防災に関する計画の報告書

首都圏整備法第三十條の二の規定に基づく昭和五十六年度首都圏整備に関する年次報告

(政府委員退任)  
一、去る一日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、四月三十日付をもつて通商産業大臣官房会計課長浜岡平一は通商産業大臣官房付に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る四日、鈴木内閣総理大臣から福田議長あて、一日付をもつて行政管理局長官官房会計課長品川卯一は中国四国管区行政監察局長に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)  
一、去る十二日、建設委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 林 保夫君(理事渡辺武三君去る四月二十三日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)  
一、去る四月二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員  
辞任 小渡 三郎君 補欠 北村 義和君

法務委員

辞任 今枝 敬雄君

下平 正一君

北村 義和君

河上 民雄君

外務委員

辞任 小林 進君

大久保直彦君

伊藤 公介君

島田 琢郎君

吉浦 忠治君

中馬 弘毅君

社会労働委員

辞任 長野 祐也君

牧野 隆守君

川俣健二郎君

北川 石松君

桜井 新君

大原 亨君

農林水産委員

辞任 上草 義輝君

太田 誠一君

川田 正則君

島田 琢郎君

吉浦 忠治君

小渡 三郎君

塚原 俊平君

塚原 俊平君

長野 祐也君

小林 進君

大久保直彦君

補欠 奥田 幹生君

神田 厚君

塚原 俊平君

小渡 三郎君

木下敬之助君

補欠 北村 義和君

河上 民雄君

今枝 敬雄君

下平 正一君

補欠 島田 琢郎君

吉浦 忠治君

中馬 弘毅君

小林 進君

大久保直彦君

伊藤 公介君

補欠 桜井 新君

北川 石松君

大原 亨君

牧野 隆守君

長野 祐也君

川俣健二郎君

補欠 小渡 三郎君

塚原 俊平君

長野 祐也君

小林 進君

大久保直彦君

上草 義輝君

太田 誠一君

川田 正則君

島田 琢郎君

吉浦 忠治君

運輸委員

辞任 小林 恒人君

関 晴正君

中馬 弘毅君

下平 正一君

馬場 昇君

伊藤 公介君

環境委員

辞任 馬場 昇君

馬場 昇君

木間 章君

予算委員

辞任 大原 亨君

川俣健二郎君

一、去る四月二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任 柴田 弘君

石田幸四郎君

文教委員

辞任 赤城 宗徳君

嶋崎 護君

山口 鶴男君

湯山 勇君

植竹 繁雄君

伊藤 茂君

木島喜兵衛君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

補欠 馬場 昇君

下平 正一君

伊藤 公介君

関 晴正君

小林 恒人君

中馬 弘毅君

補欠 木間 章君

馬場 昇君

補欠 川俣健二郎君

大原 亨君

柴田 弘君

補欠 植竹 繁雄君

木島喜兵衛君

伊藤 茂君

田中 恒利君

赤城 宗徳君

山口 鶴男君

嶋崎 護君

湯山 勇君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君

田中 恒利君







昭和五十七年五月十四日 衆議院會議録第二十一号

労働基準法の一部を改正する法律案(森井忠良君外三名提出)  
住宅保障法案(中村茂君外五名提出)  
(議案通知)

一、去る四月二十七日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。  
沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法の一部を改正する法律案

(回付議案受領)  
一、去る十二日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案  
昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案  
(議案通知書受領)

一、去る四月二十八日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

離島振興法の一部を改正する法律案  
一、去る四月二十八日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

北西太平洋における千九百八十二年の日本国のさけ・ますの漁獲の系統及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件  
一、去る四月二十八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

昭和五十七年度の公債の発行の特例に関する法律案  
漁業再建整備特別措置法の一部を改正する法律案  
一、去る十二日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ランカ民主社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
一、去る十二日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律案  
地方交付税法等の一部を改正する法律案  
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案

放送法等の一部を改正する法律案  
電波法の一部を改正する法律案  
農用地開発公団法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案  
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和五十七年五月十二日  
参議院議長 徳永 正利  
衆議院議長 福田 一殿

附則  
(施行期日等)  
公布の日  
第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。ただし、第二条中国家公務員共済組合法第百条第三項の改正規定及び次条の規定は、公布の日から施行する。

附則  
(修正に係る条文を掲げ、小字及び一は修正)

2  
第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(次条において「改正後の法」という。)第百条第三項の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。  
〇、第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(附則第三条において「改正後の施行法」という。)の規定は、昭和五十七年五月一日から施行する。

附則  
(施行期日等)  
公布の日  
第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。

法(という)の規定は同年五月一日から  
(長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)  
第三条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(次項において「改正後の施行法」という。)の規定は、昭和五十七年四月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年五月分以後適用する。

2  
昭和五十七年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員共済組合法第八十一条第一号又は第八十八条第一号の規定による年金について改正後の施行法第三十三条又は別表第一の規定を適用する場合には、同年五月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中「百三十二万円」とあるのは「百二十九万九千円」と、同条第二項中「百三十二万円」とあるのは「百二十九万九千円」と、「百二十九万九千円」とあるのは「百二十万三千円」と、同表中「三、五八六、四〇〇円」とあるのは「三、五五六、四〇〇円」と、「四、四〇〇円」とあるのは「四、四〇〇円」と、「一、六八六、四〇〇円」とあるのは「一、六六六、四〇〇円」とする。

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案  
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和五十七年五月十二日  
参議院議長 徳永 正利  
衆議院議長 福田 一殿

附則  
(修正に係る条文を掲げ、小字及び一は修正)

附則  
(施行期日等)  
公布の日  
第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。

附則  
(施行期日等)  
公布の日  
第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。

附則  
(施行期日等)  
公布の日  
第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。

施行する。  
2 第二条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法(次条において「改正後の法」という。)附則第六条の八の規定は、昭和五十七年五月一日から適用する。  
(長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)  
第二条 第二条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法附則第六条の八の規定は、昭和五十七年四月三十日以前に給付事由が発生した年金についても、同年五月分以後適用する。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案  
改正後の法  
右  
国会に提出する。  
昭和五十七年二月十二日  
内閣総理大臣 鈴木 善幸

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案  
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「九万八千円」を「十万二千四百円」に改める。  
第三条第三項中「三万六千円」を「三万七千七百円」に改める。  
第四条の二第三項中「三万三千六百円」を「三万五千百円」に改める。  
第五条第四項中「二万四千円」を「二万五千百円」に改める。  
第五条の二第三項中「一万二千円」を「一万二千六百円」に、「二万四千円」を「二万五千百円」に改める。

附則  
1 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。  
2 昭和五十七年八月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理

附則  
1 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。  
2 昭和五十七年八月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理

附則  
1 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。  
2 昭和五十七年八月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理

附則  
1 この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。  
2 昭和五十七年八月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理

手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

理 由

原子爆弾の被害者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、原子爆弾被害者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当及び原子爆弾小頭症手当等の額を引き上げようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 医療特別手当の額の引上げ  
認定被害者であつて、現に当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに支給する医療特別手当の額を月額九万八千円から十萬二千四百円に引き上げること。

2 特別手当の額の引上げ  
認定被害者であつて、現に当該認定に係る負傷又は疾病の状態にあるものに支給する特別手当の額を月額三万六千円から三萬七千七百円に引き上げること。

3 原子爆弾小頭症手当の額の引上げ  
原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に支給する原子爆弾小頭症手当の額を月額三萬三千六百円から三萬五千五百円に引き上げること。

4 健康管理手当の額の引上げ  
造血機能障害等特定の障害を伴う疾病にかかつている被害者に支給する健康管理手当の額を月額二萬四千円から二萬五千五百円に引き上げること。

5 保健手当の額の引上げ  
爆心地から二キロメートルの区域内において直接被爆した者に支給する保健手当の額を

月額一萬二千円から一萬二千六百円に引き上げるとともに、厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を月額二萬四千円から二萬五千五百円に引き上げること。

6 施行期日

この法律は、昭和五十七年九月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

原子爆弾被害者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当及び原子爆弾小頭症手当等の額の引上げの措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十七年度一般会計予算(厚生省所管)に原爆被害者手当交付金として十八億六千四百三十二萬六千六百円が計上されている。

昭和五十七年四月二十七日

社会労働委員長 唐沢俊二郎  
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

国家補償の精神に基づく原子爆弾被害者等援護法の制定を求める声は、一層高まってきた。また、原爆被害者対策基本問題懇談会の意見書も、被害者の援護対策は、広い意味での国家補償の精神で行うべきであるとの立場をとっている。

政府は、原爆被害者が高齢化し、事態は緊急を要するものであるという認識に立ち、可及的速やかに現行法を検討して、これらの要望にこたえるとともに、次の諸点についてその実現に努めるべきである。

一 医療特別手当については、所得制限が撤廃されたが、他の諸手当についても、被害者の障害の実態に即して改善すること。

二 被害者について、死没者調査が行われていないのは遺憾であるので、これを行うこと。

三 放射線影響研究所、広島大学原爆放射能医学研究所、科学技術庁放射線医学総合研究所など研究調査機関相互の連携を強化するとともに、研究体制を整備充実し、その成果を被害者対策に活用するよう、遺憾なきを期すること。

四 放射線影響研究所の運営の改善、移転対策を進めるとともに、被害者の健康管理と治療に、より役立てるため、原爆病院、財団法人原爆障害対策協議会との一体的運営が行えるよう検討すること。

五 原爆病院の整備改善を行い、病院財政の助成に十分配慮するとともに、その運営に当たつては、被害者が必要とする医療を十分受けられるよう、万全の措置を講ずること。

六 被害者に対する諸給付については、生活保護の収入認定からはずすよう検討を進めること。

七 原爆症の認定については、被害者の実情に即応するよう、制度と運営の改善を行うこと。

八 被害者に対する家庭奉仕員制度を充実するとともに、相談業務の強化を図ること。

九 被害者とその子及び孫に対する影響については、調査、研究及びその対策については、継続して行うとともに、二世の健康診断については、継続して行うとともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること。

十 健康管理手当の認定については、制度の趣旨が生かされるよう地方自治体を指導すること。

十一 給付改善の実施時期については、従来の経緯を踏まえ、前向きに適切な措置を講ずること。

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案

昭和五十七年四月二十日  
内閣総理大臣 鈴木 善幸

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律

(目的)  
第一条 この法律は、海外商品市場における先物取引の受託等を公正にし、及び当該先物取引の受託者が受けることのある損害の防止を図ることに、当該先物取引の委託者の利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律において「先物取引」とは、売買の当事者が将来の一定の時期において当該売買の目的物となつて商品及びその対価を現に授受するよう契約される取引であつて、現に当該商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができるものをいう。

2 この法律において「海外商品市場」とは、外国に所在し、かつ、商品(有価証券、通貨その他これらに類するもの)として政令で定めるものを除く。以下同じ。の先物取引が行われる市場であつて、政令で指定するものをいう。

3 前項の規定による指定は、当該海外商品市場における先物取引の目的物となつて一種の商品ごとに行う。

4 この法律において「海外商品市場における先物取引の受託等」とは、海外商品市場において先物取引を行うことの受託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けることをいう。

5 この法律において「海外商品取引業者」とは、海外商品市場における先物取引の受託等を業として行う者(海外商品市場における先物取引の受託等を業として行うことについて、この法律以外の法律でその適用により海外商品市場における先物取引の受託等の公正及び当該先物取引の委託者が受けることのある損害の防止が確保されるもの)の規定に基づく規制を受ける者として政令で定めるものを除く。をいう。

6 この法律において「海外先物取引」とは、海外商品市場における先物取引の受託等を内容とする契約をいう。

昭和五十七年五月十四日 衆議院會議録第二十一号 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案及び同報告書

七二八

(海外先物契約の締結前における書面の交付)  
第三条 海外先物取引業者は、海外先物契約を締結しようとするときは、顧客に対し、当該海外先物契約を締結するまでに、通商産業省令で定めるところにより、海外先物契約の内容及びその履行に関する事項であつて通商産業省令で定めるものについて当該海外先物契約に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。

(海外先物契約の締結及び顧客の売買指示に係る書面の交付)  
第四条 海外先物取引業者は、海外先物契約を締結したときは、顧客に対し、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項のすべてについて当該海外先物契約の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

一 海外商品市場を開設するものの名称及び当該海外商品市場の開設地並びに当該海外商品市場において行われる先物取引の期限及び目的物となつてゐる商品の種類  
二 次のいずれかの事項  
イ 売付け又は買付けの別、売付け又は買付けに係る価格、数量及び時期その他の通商産業省令で定める事項につき顧客の指示を別に受けるべき海外先物契約にあつては、当該事項及びその指示の方法  
ロ イの通商産業省令で定める事項につき、その締結時にその具体的内容を確保する海外先物契約にあつては、当該海外先物契約を締結した日の日付及び当該事項

三 海外先物契約の目的物となつてゐる商品及びその対価の授受又は当該商品の転売若しくは買戻しに伴う差金の授受の方法  
四 海外商品市場における相場の変動に用いられる外国通貨の単位及び当該外国通貨の単位を本邦通貨の単位に換算する方法  
五 顧客が海外先物契約に預託すべき金銭、有価証券その他の物(以下「保証金」という。)の種類及び価額並びに顧客が保証金を預託し、及びその返還を受ける方法  
六 海外商品取引業者が顧客から徴収する手数料の料率及び徴収の方法

七 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項  
2 海外先物取引業者は、前項第二号に規定する海外先物契約に基づく同号の通商産業省令で定める事項についての顧客の指示(以下「顧客の売買指示」という。)を受けたときは、当該顧客に対し、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、当該顧客の売買指示を受けた日の日付及び同号の通商産業省令で定める事項のすべてについて当該顧客の売買指示の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。  
(保証金の受領に係る書面の交付)  
第五条 海外先物取引業者は、保証金を受領したときは、顧客に対し、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。  
(成立した先物取引に係る書面の交付)  
第六条 海外先物取引業者は、海外先物契約に係る売付け又は買付けが成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、成立した当該売付け又は買付けに係る価格及び数量並びにその成立の日の日付その他通商産業省令で定める事項についての内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

(海外先物契約の締結等の勧誘)  
第七条 海外先物取引業者が海外先物契約の締結又は顧客の売買指示について勧誘するときは、海外商品市場における相場の変動その他の海外商品市場における先物取引に関する事項並びに海外先物契約の内容及びその履行に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。  
(不当な行為等の禁止)  
第八条 海外先物取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。  
一 海外商品市場における先物取引に関し、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して、海外先物契約の締結又は顧客の売買指示について

勧誘すること。  
二 海外商品市場における先物取引に関し、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し又は利益を保証して、海外先物契約の締結又は顧客の売買指示について勧誘すること。  
三 第四條第一項各号に掲げる事項の全部又は一部について、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする海外先物契約を締結すること。  
四 海外先物契約を締結しないで、又は第四條第一項第二号に規定する海外先物契約における同号の通商産業省令で定める事項の全部若しくは一部についての顧客の指示を受けないで、売付け若しくは買付け又はその注文をし、顧客を威迫することによりその追認を求めること。  
五 海外先物契約に基づく売付け若しくは買付け又はその注文をすることその他の当該海外先物契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。  
六 海外先物契約に基づく売付け若しくは買付け又はその注文をしないで、自己がその相手方となつて売買を成立させること。  
七 海外先物契約に基づき顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は保証金を虚偽の相場を利用することその他の不正の手段により取得すること。  
八 前各号に掲げるもののほか、海外先物契約に関する行為であつて、顧客の保護に欠けるものとして通商産業省令で定めるもの

(海外先物取引業者に対する業務停止命令)  
第九条 主務大臣は、海外先物取引業者が第三条から前条までの規定に違反する行為をしたとき、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、当該海外先物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、海外商品市場における先物取引の受託等に関する業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。  
2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があるとき、主務大臣は、政令で定めるところにより海外先物取引業者に対し報告をさせ、又はその職員に、海外先物取引業者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。  
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(先物取引の成立価格の推定)  
第十一条 顧客が海外先物取引業者との間で締結した海外先物契約によりその価格を特定しないで売付けの注文をした場合は、当該注文に係る海外商品市場において当該注文に係る先物取引の種類及び期限が同一の先物取引(以下この項において「同一先物取引」という。)が行われた日であつて当該海外先物取引業者が当該注文を受けた日に相当する日の翌日の直近のもの(顧客が当該注文において売付けをするべき期間を特定した場合にあつては、当該期間に相当する期間内)の当該海外商品市場における相場であつて同一先物取引に係るもののうち最高価格により当該注文に係る売付けが成立したものと推定する。

2 前項の規定は、顧客が海外先物取引業者との間で締結した海外先物契約によりその価格を特定しないで買付けの注文をした場合に準用する。この場合において、同項中「売付け」とあるのは「買付け」と、「最高価格」とあるのは「最低価格」と読み替へるものとする。  
(適用除外)  
第十二条 第三条から前条までの規定は、海外先物契約で海外先物取引業者以外の当事者が営業のために又は営業として締結するものについては、適用しない。

(経過措置)  
第十三条 この法律に基づき命令を制定し、又は

改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に係る経過措置を含む。）を定めることができる。

（主務大臣）  
第十四条 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び海外商品市場における先物取引の目的物となつてゐる商品の流通を所掌する大臣とする。

第十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反した者  
二 第九条第一項の規定による命令に違反した者

第十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して書面（同項第二号に規定する海外先物契約に係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者  
二 第四条第二項又は第六条の規定に違反して書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者

第十七条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三条又は第五条の規定に違反して書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者  
二 第四条第一項の規定に違反して書面（同項第二号に規定する海外先物契約に係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者  
三 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

### 附 則

（施行期日）  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）  
第二条 第四条第一項の規定は、この法律の施行前に締結された海外先物契約については、適用しない。

2 第四条第二項の規定は、この法律の施行前にされた顧客の売買指示については、適用しない。

3 第五条の規定は、この法律の施行前にされた保証金の受領については、適用しない。

4 第六条及び第十一条の規定は、海外先物契約に係る売付け又は買付けであつてこの法律の施行前に成立したものについては、適用しない。

### 理 由

海外商品市場における先物取引の受託等に関する取引が増加している現状にかんがみ、当該先物取引の受託等を公正にし、及び当該先物取引の委託者が受けることのある損害の防止を図るため、海外商品取引業者が所要の書面の交付を義務付けるとともに、当該先物取引に係る売付け又は買付けに際し所定の要件に該当するときは売付け又は買付けが一定の価格で成立したものと推定することとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的  
本案は、海外商品市場における先物取引の受託等を公正にし、委託者の受けることのある損害の防止を図ることにより、先物取引の委託者の利益の保護を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義  
この法律において「海外商品市場」とは、外国に所在し、かつ、商品の先物取引が行われる市場であつて政令で指定するものをいい、「海外商品市場における先物取引の受託等」とは、海外商品市場において先物取引を行うこととの委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ、代理を引き受けることをいい、「海外商品取引業者」とは、海外商品市場における先物取引の受託等を業として行う者をいい、「海外先物契約」とは、海外商品市場における先物取引の受託等と内容とする契約をいう等の定義について定める。

2 顧客に対する書面の交付  
(1) 海外商品取引業者は、海外先物契約を締結しようとするときは、その契約を締結するまでに、契約の概要を記載した書面を交付しなければならない。

(2) 海外商品取引業者は、海外先物契約を締結したときは、遅滞なく、海外商品市場を開設するものの名称、顧客の指示を受けるべき事項等について、その契約の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

(3) 海外商品取引業者は、売付け又は買付けの別等の事項につき、顧客の指示を別に受けるべき海外先物契約を締結した場合、当該事項について顧客の指示を受けたときは、直ちに、その指示を受けた日の日付及び指示の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

(4) 海外商品取引業者は、保証金を受領したときは、直ちに、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

(5) 海外商品取引業者は、海外先物契約に係る売買取引が成立したときは、遅滞なく、成立した売買取引の価格、数量、成立の日付等の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

3 海外先物契約の締結等の勧誘  
海外商品取引業者が海外先物契約の締結等について勧誘するときは、海外商品市場における相場の変動その他海外先物取引に関する事項等であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

4 不当な行為等の禁止  
海外商品取引業者は、①先物取引に関し、顧客に利益を生ずることが確実であると誤解させる断定的判断を提供して勧誘すること、②損失の負担を約し、又は利益を保証して勧誘すること、③顧客の指示事項について、同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結すること、④海外先物契約を締結しないで、又は顧客の指示を受けずに売買注文をし、威迫によりその追認を求めること、⑤海外先物契約に基づく債務の履行を拒否し、又は不当に遅延させること、⑥売買注文をせず、自己が相手方となつて売買を成立させること、⑦顧客の計算に属する財産等を不正の手段で取得すること等の不当な行為をしてはならない。

5 海外商品取引業者に対する業務停止命令等  
主務大臣は、海外商品取引業者が書面交付義務等に違反し、かつ、引き続き違反のおそれがあると認めるときは、業務の全部又は一部の停止を命ずることができ、業務の停止を命じたときは、その旨を公表しなければならない。

6 売買取引の成立価格の推定  
顧客が海外先物取引につき価格を特定しないで売買注文をした場合は、海外商品取引業者が真に成立した売買取引の価格について立証しない限り、顧客に有利な一定価格で売買が成立したものと推定する。

7 施行期日  
この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

8 その他  
主務大臣、立入検査、適用除外、罰則等について定める。

二 議案の修正議決理由  
本案は、海外商品市場における先物取引の受

託等を公正にし、先物取引の委託者の損害を防止することにより、先物取引の委託者の利益の保護を図るための措置として、おおむね妥当なものと認めるが、より委託者の保護を確保するため、本法案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十七年四月二十八日

衆議院議長 福田 一殿  
商工委員長 渡部 恒三

〔別紙〕

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律

(小字及び一は修正)

第一条 この法律は、海外商品市場における先物取引の受託等を公正にし、及び当該先物取引の委託者が受けることのある損害の防止を図ることにより、当該先物取引の委託者の利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「先物取引」とは、売買の当事者が将来の一定の時期において当該売買の目的物となつてゐる商品及びその対価を現に授受するように制約される取引であつて、現に当該商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができるものをいう。

2 この法律において「海外商品市場」とは、外国に所在し、かつ、商品(有価証券、通貨その他これらに類するものとして政令で定めるものを除く。以下同じ)の先物取引が行われる市場であつて、政令で指定するものをいう。

3 前項の規定による指定は、当該海外商品市場における先物取引の目的物となつてゐる一種の商品ごとにいう。

4 この法律において「海外商品市場における先物取引の受託等」とは、海外商品市場において先物取引を行うことの委託を受け、又はその委託の媒介、取次若しくは代理を引き受けることをいう。

5 この法律において「海外商品取引業者」とは、海外商品市場における先物取引の受託等を業として行う者(海外商品市場における先物取引の受託等を業として行うことについて、この法律以外の法律でその適用により海外商品市場における先物取引の受託等の公正及び当該先物取引の委託者が受けることのある損害の防止が確保されるものの規定に基づく規制を受ける者として政令で定めるものを除く。)をいう。

6 この法律において「海外先物契約」とは、海外商品市場における先物取引の受託等と内容とする契約をいう。

○であつて、海外商品取引業者が買付け又は買付けの別、売付け又は買付けに係る価格、数量及び時期その他の通商産業省令で定める事項につき顧客の指示を受けて売付け若しくは買付け又はその注文をする旨の定めのあるもの。

(海外先物契約に該当しない契約)

第三条 海外商品市場における先物取引の受託等と内容とする契約であつて海外先物契約に該当しないものは、無効とする。

(海外先物契約の締結前における書面の交付)

第四条 海外商品取引業者は、海外先物契約を締結しようとするときは、顧客に対し、当該海外先物契約を締結するまでに、通商産業省令で定めるところにより、海外先物契約の内容及びその履行に関する事項であつて通商産業省令で定めるものについて当該海外先物契約に係る概要を記載した書面を交付しなければならない。

(海外先物契約の締結及び顧客の売買指示に係る書面の交付)

第五条 海外商品取引業者は、海外先物契約を締結したときは、顧客に対し、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項のすべてについて当該海外先物契約の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

一 海外商品市場を開設するものの名称及び当該海外商品市場の開設地並びに当該海外商品市場において行われる先物取引の期限及び目

的物となつてゐる商品の種類

二 次のいずれかの事項

イ 売付け又は買付けの別、売付け又は買付けに係る価格、数量及び時期その他の通商産業省令で定める事項につき顧客の指示を別に受けるべき海外先物契約にあつては、当該事項及びその指示の方法

ロ イの通商産業省令で定める事項につき、その締結時にその具体的内容を確定する海外先物契約にあつては、当該海外先物契約を締結した日の日付及び当該事項

三 海外先物契約の目的物となつてゐる商品及びその対価の授受又は当該商品の転売若しくは買戻しに伴う差金の授受の方法

四 海外商品市場における相場を表示に用いられる外国通貨の単位及び当該外国通貨の単位を本邦通貨の単位に換算する方法

五 顧客が海外先物契約に関し預託すべき金銭、有価証券その他の物(以下「保証金」という。)の種類及び価額並びに顧客が保証金を預託し、及びその返還を受ける方法

六 海外商品取引業者が顧客から徴収する手数料の料率及び徴収の方法

七 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

海外商品取引業者は、前項第二号イに規定する海外先物契約に基づく同号イの通商産業省令で定める事項についての顧客の指示(以下「顧客の売買指示」という。)を受けたときは、当該顧客に対し、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、当該顧客の売買指示を受けた日の日付及び同号イの通商産業省令で定める事項のすべてについての当該顧客の売買指示の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

(保証金の受領に係る書面の交付)

第五條 海外商品取引業者は、保証金を受領したときは、顧客に対し、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

(成立した先物取引に係る書面の交付)

第六條 海外商品取引業者は、海外先物契約に係る売付け又は買付けが成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、成立した当該売付け又は買付けに係る価格及び数量並びにその成立の日付その他通商産業省令で定める事項についての内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

(顧客の売買指示についての制限)

第八條 海外商品取引業者は、海外先物契約を締結した日から十四日を経過した日以後でなければ、当該海外先物契約に基づく顧客の売買指示を受けてはならない。ただし、海外商品取引業者の事業所においてした顧客の売買指示については、この限りでない。

2 前項の規定に違反して受けた顧客の売買指示に基づいて海外商品取引業者がした売付け若しくは買付け又はその注文は、当該海外商品取引業者の計算によつてしたものとみなす。

(海外先物契約の締結等の勧誘)

第七條 海外商品取引業者が海外先物契約の締結又は顧客の売買指示について勧誘するときは、海外商品市場における相場の変動その他の海外商品市場における先物取引に関する事項並びに海外先物契約の内容及びその履行に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

(不当な行為等の禁止)

第八條 海外商品取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 海外商品市場における先物取引に関し、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して、海外先物契約の締結又は顧客の売買指示について勧誘すること。

二 海外商品市場における先物取引に関し、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し又は利益を保証して、海外先物

取引を行うこと。



契約の締結又は顧客の売買指示について勧誘すること。

三 第四條第一項各号に掲げる事項の全部又は一部について、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする海外先物契約を締結すること。

四 海外先物契約を締結しない、又は第四條第一項第二号イに規定する海外先物契約における同号イの通商産業省令で定める事項の全部若しくは一部についての顧客の指示を受けないで、売付け若しくは買付け又はその注文をし、顧客を威迫することによりその追認を求めること。

五 海外先物契約に基づく売付け若しくは買付け又はその注文をすることその他の当該海外先物契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

六 海外先物契約に基づく売付け若しくは買付け又はその注文をしないで、自己がその相手方となつて売買を成立させること。

七 海外先物契約に基づき顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は保証金を虚偽の相場を利用することその他の不正の手段により取得すること。

八 前各号に掲げるもののほか、海外先物契約に関する行為であつて、顧客の保護に欠けるものとして通商産業省令で定めるもの。

(海外先物取引業者に対する業務停止命令)

第九條 主務大臣は、海外先物取引業者が第三條から前条までの規定に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、当該海外先物取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、海外先物市場における先物取引の受託等に関する業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十條 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより海外先物取引業者に対し報告をさせ、又はその職員に、海外先物取引業者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(先物取引の成立価格の推定)

第十一條 顧客が海外先物取引業者との間で締結した海外先物契約によりその価格を特定しないで売付けの注文をした場合は、当該注文に係る海外先物市場において当該注文に係る先物取引と種類及び期限が同一の先物取引(以下この項において「同一先物取引」という。)が行われた日であつて当該海外先物取引業者が当該注文を受けた日に相当する日の翌日以後の直近のもの(顧客が当該注文において売付けをするべき期間を特定した場合にあつては、当該期間に相当する期間内)の当該海外先物市場における相場であつて同一先物取引に係るもののうちの最高価格により当該注文に係る売付けが成立したものと推定する。

2 前項の規定は、顧客が海外先物取引業者との間で締結した海外先物契約によりその価格を特定しないで買付けの注文をした場合に準用する。この場合において、同項中「売付け」とあるのは「買付け」と、「最高価格」とあるのは「最低価格」と読み替へるものとする。

(適用除外)

第十二條 第三條から前条までの規定は、海外先物市場における先物取引の受託等に関する契約(以下「先物取引」という。)以外の当事者が営業のために又は営業として締結するものについては、適用しない。

2 第四條から前条までの規定は、海外先物契約で海外先物取引業者以外の当事者が営業のために又は営業として締結するものについては、適用しない。

(経過措置)

第十三條 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に係る経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣)

第十四條 この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び海外先物市場における先物取引の目的物となつて流通を所掌する大臣とする。

(罰則)

第十五條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七條の規定に違反した者

二 第九條第一項の規定による命令に違反した者

第十六條 第五條第二項又は第七條の規定に違反して書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者(以下この号において「該当する者」という。)は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四條第一項の規定に違反して書面(同項第二号ロに規定する海外先物契約に係るものに限る。以下この号において同じ。)を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者

二 第四條第二項又は第六條の規定に違反して書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者

第十七條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三條又は第五條の規定に違反して書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者

二 第四條第一項の規定に違反して書面(同項第二号イに規定する海外先物契約に係るものに限る。以下この号において同じ。)を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者

三 第十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第三條の規定は、この法律の施行前に締結された海外先物市場における先物取引の受託等に関する契約については、適用しない。

第三条 第四條第一項の規定は、この法律の施行前に締結された海外先物契約については、適用しない。

第四条 第四條第二項の規定は、この法律の施行前にされた顧客の売買指示については、適用しない。

第五条 第五條の規定は、この法律の施行前にされた保証金の受領については、適用しない。

第六条 第六條及び第十條の規定は、海外先物契約に係る売付け又は買付けであつてこの法律の施行前に成立したものについては、適用しない。

第七条 第八條の規定は、この法律の施行前に締結された海外先物契約に基づく顧客の売買指示については、適用しない。

(別紙) 海外先物市場における先物取引の受託等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について

適切な措置を講ずべきである。

一 海外商品市場における先物取引の勧誘・受託等の公正化を図るため、海外商品取引業者に対する指導・監督体制を強化し、本法の趣旨を周知徹底するとともに、今後とも勧誘・受託等の実態把握に努め、本法の運用に遺憾なきを期すること。

二 海外商品市場における先物取引の一般委託者の被害を未然に防止するため、海外先物契約に関する一般委託者の理解を深めるよう、あらゆる機会を通じて、必要な情報を提供し、有効な啓発活動の推進を図ること。

三 商品取引所法第八条の解釈変更により、商品市場類似施設開設の規制に問題を生じている状況にかんがみ、早急にその対策を講ずるよう検討するとともに、商品取引の健全な発展に資するため、引き続き商品取引所制度全般について見直しを行うこと。

### 深海底鉱業暫定措置法案 右の議案を提出する。

昭和五十七年五月十四日

提出者 商工委員長 渡部 恒三

### 目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)  
第二章 深海底鉱業(第四条—第二十六条)  
第三章 損害の賠償(第二十七条—第二十八条)  
第四章 深海底鉱業国(第二十九条—第三十二条)  
第五章 雑則(第三十三条—第四十三条)  
第六章 罰則(第四十四条—第四十八条)  
附則

### 第一章 総則

第一条 この法律は、最近における新しい海洋秩序への国際社会の急速な歩みその他の深海底鉱業を取り巻く国際環境の著しい変化等に対応し、深海底鉱物資源を合理的に開発することに

よつて公共の福祉の増進に寄与するため、深海底鉱業の事業活動の調整等に関し必要な暫定措置を定めるものとする。

2 この法律のいかなる規定も、深海底を我が国の主権又は管轄権の下に置こうとするものではなく、また、公海を自由行使する他国の利益を害するものではない。

### (定義)

第二条 この法律において「深海底鉱物資源」とは、銅鉱、マンガン鉱、ニッケル鉱又はコバルト鉱のうちの一又は二種以上の鉱物を含む塊状の鉱石をいう。

2 この法律において「深海底鉱業」とは、深海底(公海)の海底及びその下(鉱物資源の探査又は採鉱に關し)の国の管轄権の下にも置かれていない部分に限る。のうち、深海底鉱物資源が存在し、又は存在する可能性がある区域であつて通商産業省令で定める区域の海底及びその下をいう。における探査及び採鉱の事業(これに附屬する選鉱、製錬その他の事業(以下「附屬事業」という。)を含む)をいう。

3 この法律において「探査」とは、深海底鉱物資源の探鉱(専ら深海底鉱物資源の存在状況の概要を調査するためのものであつて通商産業省令で定める方法によつて行うものを除く)をすることをいう。

4 この法律において「採鉱」とは、深海底鉱物資源の採掘をすること(これと併せて探査を行うことを含む)をいう。

第三條 この法律の規定によつてした手続その他の行為は、第四條第一項の許可の申請をした者(以下「申請人」という。)又は関係人の承継人に對しても、その効力を有する。

### 第二章 深海底鉱業

(深海底鉱業の許可)  
第四條 深海底鉱業を行おうとする者は、探査又は採鉱を行う区域を定めて、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、探査の事業及び採鉱の事業の区分により行う。

### (許可の申請)

第五條 前條第一項の許可を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所

二 深海底鉱業を行う期間  
三 探査又は採鉱を行う区域の位置  
四 探査又は採鉱を行う区域の面積

2 前項の申請書には、探査又は採鉱を行う区域の図面、事業計画書その他通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

### (共同申請)

第六條 二人以上共同して第四條第一項の許可の申請をした者(以下「共同申請人」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

3 代表者の変更は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に對して、共同申請人を代表する。

5 共同申請人は、組合契約をしたものとみなす。

### (申請の区域の変更等)

第七條 申請人は、第三十一條の規定による通知を受けたときは、当該申請の区域のうちその重複する部分について重複を解消するための調整のため必要な範囲内において、第五條第一項第三号及び第四号の事項の変更を申請することができる。

第八條 通商産業大臣は、第三十一條の規定による通知をしたときは、当該申請人に對し、当該申請の区域のうちその重複する部分について重複を解消するための調整のため、その重複する部分を申請している者と協議すべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その旨を外務大臣に通知するものとする。

第九條 通商産業大臣は、前條第一項の規定による勧告をした場合において、当該申請人の申請の区域の位置形状を変更しなければその重複する部分について重複を解消するための調整ができないことが明らかになったときは、当該申請人に對し、第五條第一項第三号及び第四号の事項の変更を申請すべきことを命ずることができる。

### (申請人の名義の変更)

第十條 申請人の名義は、変更することができる。

2 申請人の名義の変更は、相続その他の一般承継又は死亡による共同申請人の脱退の場合を除き、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

3 相続その他の一般承継又は死亡による共同申請人の脱退により申請人の名義の変更があつたときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

### (欠格事項)

第十一條 次の各号の一に該当する者は、第四條第一項の許可を受けることができない。

一 日本国の国民又は法人でない者

二 この法律又は第三十九條において準用する鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 第二十條第一項の規定により第四條第一項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち、に第二号又は前号に該当する者があるもの(許可の基準)

第十二條 通商産業大臣は、第四條第一項の許可

の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしない。

一 申請の区域が第四條第一項の許可を受けた他人の区域又は第二十九條第一項の規定による指定をした場合にあつては当該指定をした国による深海底鉱物資源の開発の事業の許可を受けた他人の区域と重複しないこと。

二 探査又は採鉱を行う区域の面積及び深海底鉱業を行う期間並びに採鉱の事業の許可の申請にあつては採鉱に着手する時期が、通商産業省令で定める基準に適合していること。

三 深海底鉱業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

四 前三号に掲げるもののほか、深海底鉱物資源の合理的かつ円滑な開発が適切に行われるものであること。

2 通商産業大臣は、第三十一條の規定による通知をした場合においては、当該申請の区域のうちその重複する部分について重複を解消するための調整がされた後でなければ、当該申請の区域について第四條第一項の許可をしない。ただし、当該申請の区域のうち重複しない部分については、当該申請人から申出があつたときは、この限りでない。

#### (許可証)

第十三條 通商産業大臣は、第四條第一項の許可をしたときは、許可証を交付する。

2 許可証には、次の事項を記載しなければならない。

#### 一 事業の区分

二 許可の年月日及び許可の番号

三 氏名又は名称及び住所

四 深海底鉱業を行う期間

五 探査又は採鉱を行う区域(以下「深海底鉱区」という。)の位置

六 深海底鉱区的面積

(深海底鉱区等の変更)

第十四條 第四條第一項の許可を受けた者(以下「深海底鉱業者」という。)は、前条第二項第四号から第六号までの事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

い。

2 第五條第二項及び第十二條の規定は前項の許可に、第七條から第九條までの規定は前条第二項第五号及び第六号の事項に係る前項の許可に準用する。

#### (氏名等の変更)

第十五條 深海底鉱業者は、第十三條第二項第三号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

#### (共同深海底鉱業者)

第十六條 共同して第四條第一項の許可を受けた者(以下「共同深海底鉱業者」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業大臣に届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

3 代表者の変更は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

4 代表者は、国に対して、共同深海底鉱業者を代表する。

5 共同深海底鉱業者は、組合契約をしたものとみなす。

#### (採鉱申請命令)

第十七條 通商産業大臣は、第四條第一項の規定による探査の事業の許可を受けた深海底鉱業者に対し、当該許可を受けた深海底鉱区における深海底鉱物資源の存在が明らかであると認められ、かつ、採鉱に関する技術の開発の状況及び深海底鉱物資源の鉱量、品位等にかんがみ、その深海底鉱区について採鉱の事業を行うことが適当であると認められるときは、三月以内に同項の規定による採鉱の事業の許可の申請をすべきことを命ずることができる。

(深海底鉱業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併)

第十八條 深海底鉱業の全部又は一部の譲渡し及び譲受けは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 深海底鉱業者たる法人の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第十一條及び第十二條第一項の規定は、前二項の認可に準用する。

#### (承継)

第十九條 一の深海底鉱区につき深海底鉱業の全部の譲渡しがあり、又は深海底鉱業者について相続若しくは合併があつたときは、当該深海底鉱業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、深海底鉱業者の地位を承継する。

2 前項の規定により深海底鉱業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第二十條 通商産業大臣は、深海底鉱業者が次の各号の一に該当するときは、第四條第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第十一條各号の一に該当するに至つたとき。

二 第十七條の規定による命令に従わないとき。

三 第二十二條の規定に違反して深海底鉱業を行つたとき。

四 第二十三條第一項若しくは第二項の期限までに深海底鉱業に着手しないとき、又は同条第三項の規定に違反して深海底鉱業を休止したとき。

五 第二十四條第二項の規定に違反して深海底鉱業を行つたとき。

六 第二十五條第二項の規定による命令に従わないとき。

七 第三十三條第一項の条件に違反したとき。

八 第三十九條において準用する鉱山保安法第二十二條第二項、第二十四條又は第二十四條の二第二項の規定による命令に従わないとき。

九 不正の手段により第四條第一項又は第十四條第一項の許可を受けたとき。

2 通商産業大臣は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を記載した文書を当該深海底鉱業者に送付しなければならない。

(深海底鉱業の廃止)

第二十一條 深海底鉱業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

#### (事業の実施)

第二十二條 深海底鉱業者は、第四條第一項又は第十四條第一項の許可を受けたところによるものでなければ、その事業を行つてはならない。

第二十三條 深海底鉱業者は、第四條第一項の許可を受けた日から六月以内にその事業に着手しなければならない。

2 通商産業大臣は、深海底鉱業者の申請により、やむを得ない事由により前項の期限までにその事業に着手することができないと認めるときは、その期限を延長することができる。

3 深海底鉱業者は、引き続き六月以上その事業を休止してはならない。ただし、やむを得ない事由により引き続き六月以上その事業を休止する場合において、期間を定めて通商産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

(施業案)

第二十四條 深海底鉱業者は、その事業に着手する前に、通商産業省令で定めるところにより、施業案を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 深海底鉱業者は、前項の認可を受けた施業案によるものでなければ、その事業を行つてはならない。

#### (施業案の変更)

第二十五條 通商産業大臣は、深海底鉱業者の施業案を変更しなければ深海底鉱区における深海底鉱物資源の合理的な開発ができなると認めるときは、深海底鉱業者に対し、施業案を変更すべきことを勧告することができる。

2 通商産業大臣は、深海底鉱業者が前項の規定による勧告を受けた日から六十日以内に施業案

を變更しないときは、施業案の變更を命ずることができ。

(許可についての現状等の公開)

第二十六條 通商産業大臣は、第四條第一項又は第十四條第一項の許可の申請等に資するため、深海底鉱業に關しこれらの規定によりした許可についての現状その他必要な事項を記載した書面を作成し、公衆の閲覧に供しなければならぬ。

### 第三章 損害の賠償

(賠償義務)

第二十七條 日本国内において深海底鉱業を行うことに伴う廃水の放流、捨石若しくは鉱さいのたい積又は鉱煙の排出によつて他人に損害を与えたときは、損害の発生の際に於ける当該深海底鉱業者(損害の発生の際に於ける当該深海底鉱業者)が、その損害を賠償する責めに任ずる。

2 前項の規定により損害を賠償する責めに任ずる深海底鉱業者が損害の発生の際に深海底鉱業の全部を譲渡したときは、深海底鉱業の全部を譲り受けた者は、同項の規定により損害を賠償する責めに任ずる深海底鉱業者と連帯して損害を賠償する義務を負う。

3 前二項の規定による賠償については、共同深海底鉱業者の義務は、連帯とする。

4 第二項に規定する場合において、深海底鉱業の全部を譲り受けた者が賠償の義務を履行したときは、第一項の規定により損害を賠償する責めに任ずる深海底鉱業者に対し、償還を請求することができる。

5 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第百十一條及び第百十三條から第百十六條までの規定は、日本国内において深海底鉱業を行うことに伴う廃水の放流、捨石若しくは鉱さいのたい積又は鉱煙の排出による損害の賠償に準用する。

(和解の仲介)

第二十八條 鉱業法第二百二十二條から第二百五條までの規定は、深海底鉱業を行うことにより

生ずる損害の賠償に關する紛争に係る和解の仲介に準用する。この場合において、同法第二百二十二條、第二百二十三條第一項及び第二百二十四條第一項中「通商産業局長」とあるのは、「通商産業大臣」と読み替へるものとする。

第四章 深海底鉱業国(指定)

第二十九條 通商産業大臣は、深海底鉱物資源の合理的かつ円滑な開発に資するため、その国民又は法人が深海底鉱物資源の開発の事業を行う国であつて、当該事業に關しこの法律と著しく異なる方法による規制をしている国を深海底鉱業国として指定することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、外務大臣に協議しなければならない。

(確認及び調査)

第三十條 通商産業大臣は、第四條第一項又は第十四條第一項の規定による許可の申請があつたときは、前条第一項の規定により深海底鉱業国として指定した国(以下「深海底鉱業国」という。)につき次の各号に掲げる事項についてその事実を確認するものとする。

一 深海底鉱業国に対する深海底鉱物資源の開発の事業の許可の申請又は変更の許可の申請  
二 深海底鉱業国がした深海底鉱物資源の開発の事業の許可若しくは変更の許可又はその失効

2 外務大臣は、前項の規定により通商産業大臣が確認をするに当たつては、深海底鉱業国につき同項各号に掲げる事項について必要な調査を行うものとする。

(通知)

第三十一條 通商産業大臣は、前条第一項の規定により同項第一号に掲げる事項についてその事実を確認した場合において、第四條第一項又は第十四條第一項の許可の申請の区域が深海底鉱業国に對する深海底鉱物資源の開発の事業の許可の申請又は変更の許可の申請の区域の全部又は一部と重複するときは、当該第四條第一項又は第十四條第一項の許可の申請をした者に対し、次の事項を通知しなければならない。

一 当該第四條第一項又は第十四條第一項の許可の申請をした者の申請の区域のうちその重複する部分の範囲  
二 その重複する部分を申請している者の国籍、氏名又は名称及び住所  
三 その他その重複を解消するための調整に必要な事項

(指定の取消)

第三十二條 通商産業大臣は、深海底鉱業国が第二十九條第一項の規定による指定の要件に該當しなくなつたと認めるときは、同項の指定を取り消すことができる。

2 第二十九條第二項の規定は、前項の規定による指定の取消しに準用する。

第五章 雜則

(許可等の条件)

第三十三條 許可又は認可には、条件を付し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件は、この法律の円滑な実施を図り、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(手数料)

第三十四條 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第四條第一項の許可の申請をする者  
二 第十條第二項又は第三項の規定による届出をする者  
三 第十四條第一項の許可の申請をする者  
四 第十八條第一項又は第二項の認可の申請をする者

(報告及び検査)

第三十五條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、深海底鉱業者に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、深海底鉱業者の事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(修正又は補充)

第三十六條 通商産業大臣は、第五條第一項の申請書若しくは同条第二項に規定する書類又は第十四條第一項の許可の申請に係る書類が完備していないときは、相当の期限を付してその修正又は補充を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の規定により指定した期限までに修正又は補充が行われなかつたときは、当該申請を却下しなければならない。

(聴聞)

第三十七條 通商産業大臣は、第十七條、第二十九條第一項第一号から第七号まで及び第九号並びに第二十五條第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第三十八條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(鉱山保安法の準用)

第三十九條 深海底鉱業を行うことに伴う保安の確保については、鉱山保安法の規定を準用する。この場合において、同法の規定(第二條第一項、第七條、第二十二條第一項、第二十三條、第三十一條の二及び第四十八條第一項の規定を除く。)中「鉱業権者」とあるのは「深海底鉱業暫定措置法第十四條第一項に規定する深海底

鉱業者」と、鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長とあるのは「通商産業大臣」と、「通商産業大臣又は鉱山保安監督局長若しくは鉱山保安監督部長とあるのは「通商産業大臣」と、鉱区外又は租界外」とあるのは「同法第二十三條第二項第五号に規定する深海底鉱区外」と、同法第二十九條の二第二項中「鉱業権の移転があつたとき」とあるのは「深海底鉱業暫定措置法第十四條第一項に規定する深海底鉱業者の地位の承継があつたとき」と、同法第二十二條第二項中「施業案」とあるのは「深海底鉱業暫定措置法第二十四條第一項の規定による施業案」と、「通商産業局長と協議し、理由を示して」とあるのは「理由を示して」と、同法第二十四條の二第二項、第二十五條第一項及び第二十五條の二第二項中「命ずることができ」とあるのは「命ずることができ」と、この場合において、次項の規定は適用しない」と、同法第二十六條第一項中「鉱業権が消滅した」とあるのは「深海底鉱業暫定措置法第四條第一項の許可が効力を失つた」と、同法第二十九條中「鉱業事務所」とあるのは「省令で定める場所」と、第四十六條第二項中「地方協議会」とあるのは「中央協議会」と、同法第三項中「中央協議会及び地方協議会」とあるのは「中央協議会」と読み替へるものとする。

#### (適用除外)

第四十條 この法律の規定は、深海底鉱業国による深海底鉱物資源の開発の事業の許可を受けた外国の国民又は法人（以下「外国深海底鉱業者」という。）との間において通商産業省令で定める結合関係にある日本の国民又は法人であつて、当該外国深海底鉱業者との間の関係につき通商産業大臣の認定を受けたものが、当該外国深海底鉱業者が受けた当該深海底鉱業国による許可によつて、深海底鉱業を行う場合については、適用しない。

#### (経過措置)

第四十一條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰

則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

#### (政令への委任)

第四十二條 この法律に定めるもののほか、深海底鉱業に関する事項に関する法令の適用に関する技術的読替えについては、政令で必要な規定を設けることができる。

#### (条約の効力)

第四十三條 この法律に規定している事項について条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

#### 第六章 罰則

第四十四條 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四條第一項の規定による許可を受けないで深海底鉱業を行つた者
- 二 第二十二條の規定に違反して深海底鉱業を行つた者
- 三 詐欺その他不正の行為により第四條第一項又は第十四條第一項の許可を受けた者

2 過失により深海底鉱区外において深海底鉱業（附属事業を除く。）を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五條 前条第一項第一号の犯罪に係る深海底鉱物資源について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十六條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十條第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者
- 二 第二十四條第二項の規定に違反して深海底鉱業を行つた者
- 三 第二十五條第二項の規定による命令に違反した者

第四十七條 第三十五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し

た者は、十万円以下の罰金に処する。

第四十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四條から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

#### 附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に深海底鉱業を行つてゐる者又はその承継人は、この法律の施行の日から一年間は、第四條第一項の許可を受けないで、その深海底鉱業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、当該申請について許可若しくは不許可又は却下の処分があるまでの間も、当該申請の区域について、同様とする。

#### 理由

最近における新しい海洋秩序への国際社会の急速な歩みその他の深海底鉱業を取り巻く国際環境の著しい変化等に対応し、深海底鉱物資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄与するため、深海底鉱業の事業活動の調整等に関する暫定措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

私立学校振興助成法の一部を改正する法律案  
右の議案を提出する。

昭和五十七年二月十二日

#### 提出者

石橋 一弥 中村喜四郎  
西岡 武夫 三塚 博  
賛成者  
相沢 英之外百六名

私立学校振興助成法の一部を改正する法律  
私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十五條の次に次の一条を加える。

#### (準学校法人への準用)

第十六條 第三條、第十條、第十二條及び第十三條の規定は、私立学校法第六十四條第四項の法人に準用する。

附則第二條に次の一項を加える。

6 前項の期間の末日が昭和五十九年三月三十一日まで到来することとなる者については、同項中「当該交付を受けることとなつた年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内」とあるのは、「昭和六十年三月三十一日まで」とする。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 理由

学校法人以外の私立の学校の設置者で補助金の交付を受けたものが学校法人化しなければならぬ期間について特例を設けるとともに、準学校法人についての規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

私立学校振興助成法の一部を改正する法律案（石橋一弥君外三名提出）に関する報告書

#### 議案の要旨及び目的

一 本案は、個人立等の幼稚園の現状にかんがみ、その設置者で補助金の交付を受けたものに係る学校法人化の期限について特例を設けるとともに、準学校法人についての規定を整備しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者で補助金の交付を受けたものが学校法人化しなければならぬ五年の期限について、それが昭和五十九年三月末日までに到来することとなる者の期限を、いずれも昭和六十年三月末日まで延長すること。

2 専修学校又は各種学校のみを設置する準学校法人について、新たに助成等の規定を整備すること。

#### 議案の修正議決理由

本案は、妥当なものと認めるが、学校法人化

昭和五十七年五月十四日 衆議院會議録第二十一号

私立学校振興助成法の一部を改正する法律案及び同報告書 農業協同組合法の一部を改正する法律案及び同報告書 七三六

の期限が昭和五十七年三月末日に到来した幼稚園の設置者に対し、本案の延長規定を適用する必要があるため、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、佐藤謙君外一名から、本案により、学校法人化の期限が延長された幼稚園の設置者とその期間内に学校法人化しなかつた場合のその期間に係る補助金の返還を内容とする日本社会党の提案に係る修正案が提出されたが、否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十七年四月二十八日

衆議院議長 福田 一殿  
文教委員長 青木 正久

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附則

この法律は、公布の日から施行する。改正後の附則第二條第六項の規定は、昭和五十七年三月三十一日から適用する。

〔別紙〕

私立学校振興助成法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 私立学校振興助成法附則第二條第五項の期限の延長は今回限り措置とし、再延長は行われないこと。

二 政府は、次の事項について指導の徹底を図ること。

(一) 所轄庁は、補助金の交付を受けた学校法人以外の私立の学校の設置者で学校法人化をなし得なかつた者について、なし得なかつた理由及び経過についての報告書を提出させること。

(二) 所轄庁は、学校法人以外の私立の学校の設置者で今回の期限延長に伴い、引き続き補助金の交付を受けようとする者について補助金の交付に先立ち、学校法人化への計画及び学校法人化への努力を誠実に実行する旨の文書を提出させること。

三 政府は、法令を誠実に執行する立場から、三

年以内に附則第二條第五項の条件が満たされるよう所要の措置を講ずること。

四 政府は、幼児教育全体の拡充整備に努め、特にその財政措置について配意し、また、今後とも幼稚園の教職員の待遇改善について引き続き努力すること。

五 政府は、前三項の進捗状況について、国会に適時報告すること。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十七年三月十五日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第十項中「第八項ただし書」を「第八項ただし書及び第九項に、行ない」に改め、同条第八項中「次項」を「第十項」に、「第六項第五号」を「第六項第三号及び第五号の規定による施設」に、「及び第五号の規定による施設」を「から第五号までの規定による施設(同項第四号の規定による施設については、地方債証券その他主務大臣の指定する有価証券に係るものに限る。)」に、「これを」を「超えて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う農業協同組合連合会であつて、組合員に対する資金の貸付けその他資金の運用状況、その地区内における農業事情その他の経済事情等からみて、資金の安定的かつ効率的な運用を確保するため、前項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に第一項第一号の規定による施設を利用させることが必要かつ適當であるものとして主務大臣の指定するものは、前項ただし書の規定にかかわらず、一事業年度における当該施設に係る組合員以外の者の事業の利用分額の額が、当該事業年度における当該農業協同組合

連合会の貯金及び定期積金の合計額に百分の十五以内において政令で定める割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、組合員以外の者に当該施設を利用させることができる。

第四十八條第五項中「第三十條第三項乃至第八項」を「第三十條第四項から第八項まで」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

総代は、定款の定めるところにより、組合員が総会においてこれを選挙する。ただし、定款の定めるところにより、総代を総会外において選挙することができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

理由

最近における社会経済事情の変化に対応して、農業協同組合の行う内国為替取引事業及び農業協同組合連合会の行う資金の貸付けの事業等に係る組合員以外の者の利用の制限の緩和等を図るとともに、農業協同組合連合会の総代を総会外においても選挙するみちをひろく必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における社会経済事情の変化に対応して、農業協同組合の内国為替取引事業及び農業協同組合連合会の貸付事業等に係る組合員以外の者の利用の制限の緩和等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 信用事業制度の整備改善

(1) 信用事業を行う組合の内国為替業務の全国オンライン化を実現するため、組合はそ

の取引について員外利用制限を受けずに行うことができるものとする。

(2) 組合、連合会の地方債等の保有の著しい増大等に対応するため、信用事業を行う連合会は、有価証券の払込金の受入れ、又は、その元利金若しくは配当金の支払の取扱い(地方債その他の主務大臣の指定する有価証券に係るものに限る。)を員外利用制限を受けずに行うことができるものとする。

(3) 信用事業を行う連合会の資金の安定的・効率的な運用を確保するため、現行の員外利用制限(員外利用分額の五分の一)を超えて員外貸付けを行うことが必要かつ適當なものとして主務大臣が指定する連合会は、一事業年度において、その貯金及び定期積金の合計額の百分の十五以内において政令で定める割合まで、組合員以外の者に対する資金の貸付けを行うことができるものとする。

2 連合会の総代の総会外選挙制の導入

連合会の会員数の増大にかんがみ、その総代選挙は、組合の場合と同様に総会外においても、これを行うことができるものとする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近の社会経済事情に対応し、農業協同組合及び同連合会の信用事業制度の整備改善を図る措置として妥當なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十七年五月十二日

衆議院議長 福田 一殿  
農林水産委員長 羽田 孜



## 〔別紙〕

農業協同組合法の一部を改正する法律案に  
対する附帯決議

わが国農業をめぐる内外の厳しい諸情勢に対処し、農業の新たな展望と、その振興を図るため、農協組織の果たす役割はますます重要となつてきている。

このような重大な使命に応え、その責務を全うするため、農協組織としては、最近における社会経済環境や組織基盤の変化に積極的に対応し、組合員への最大奉仕という農業協同組合本来の目的に即した組織・事業運営の展開を通じ、協同組合としての特性を発揮すべきことが求められている。

よつて、政府は本法改正を機に左記事項に留意しつつ農協組織がその本来の使命を達成できるよう適切な指導、監督を行い、その運営の健全かつ適正を期すよう努めるべきである。

## 記

一 農協、連合会を通じ、執行体制の整備と責任体制の確立を図るとともに、農業生産の拡大強化に力を注ぎ、協同活動を強化して、営農、生活指導を軸におく農協の組織、事業の展開に努めること。

二 農協、連合会は農業経営の拡大発展を基盤におく経営を強化し、信用・共済事業に依存している経営体質を改め、各種事業の有機的連携を確立して、事業運用の効率化、経営の刷新強化を図ること。

特に、農産物の販売事業については、地域農業の再編に対応し、組合員の期待に応えられるようその販売機能の拡充に努めること。

三 金融機能については、系統信用事業の効率化・コスト低減を図り、組合員の営農、生活面の資金需要に積極的に対応すること。

なお、金融機関のオンライン体制の拡充に即応し、事務処理体制に万全を期するとともに、信連の員外融資については、地域還元を基本とし、かつ、融資の健全性に十分配慮した運用を確保すること。

また、週休二日制については、農協においても他の金融機関の動向に即し円滑な導入を図ること。

四 地域社会との調和を図り、組合員中心の事業運営を徹底するため、員外利用制限の規定を遵守させ、購買店の設置・運営の改善、さらには協同会社の設立・運営について適正な措置を講ずるとともに、一部農協の事業運営に関する内外からの批判については指導の徹底を図り、これを払拭すること。

五 農協、連合会の健全運営を維持するため、内部監査体制の整備充実を図るとともに、行政庁による検査の充実を図ること。

六 今後の農業、農村の変化を展望しつつ、都市農協の将来のあり方について、長期的課題として取り組むこと。

右決議する。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十七年三月十五日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の十三の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十四 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額額の十二倍に相当する額にその相当する額が別表第十の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その相当する額が百二十八万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)の十二分の一に相当する額(その額が四十二万円を超えるときは、四十二万円とする。)を平均標準給与の月額額とみなして、旧法(附則第五条を除く。)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 前二項の規定の適用を受ける次の各号に掲げる年金については、これらの規定による改定後の年金額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十七年五月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 七十九万二千円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十九万二千七百円

二 障害年金 次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに定める額

イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 七十九万二千円

ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上二十歳未満であるものに係る年金及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 五十九万二千七百円

ハ 六十五歳以上の者で組合員期間が六年以上九歳未満であるものに係る年金 四十七万四千円

ニ イからハまでに掲げる年金以外の年金 三十九万五千円

三 遺族年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である年金 五十一万三千八百円

ロ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である年金 三十八万五千四百円

4 前三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十七年五月分以後、その額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。この場合においては、第一条の十一第四項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 十二万円

昭和五十七年五月十四日 衆議院會議録第二十二号

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

七三八

二 遺族である子が二人以上いる場合 二十一万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 十二万円

5 第一項又は第三項の規定の適用を受ける退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第四項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

7 第一条の十二第三項及び第十四項の規定は、第四項又は前項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、同条第十三項中「第九項各号の二」とあるのは「第一条の十四第四項各号の二」と、「又は第十項」とあるのは「又は同条第六項」と、「第九項第三号」とあるのは「同条第四項第三号」と、「及び第十項」とあるのは「及び第一条の十四第六項」と、「ただし、第一項、第二項又は第七項」とあるのは「ただし、同条第一項から第三項まで」と、同条第十四項中「第九項又は第十項」とあるのは「第一条の十四第四項又は第六項」と、「第九項及び第十項」とあるのは「同条第四項及び第六項」と読み替えるものとする。

8 第一項から第四項まで又は前二項の規定の適用を受ける遺族年金については、その額(その額につき第四項又は第六項の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算される額に相当する額を控除した額。以下この項において同じ。)が次の各号に

掲げる遺族年金の区分に応じ当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十七年八月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である遺族年金 五十二万円  
二 その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である遺族年金 三十九万円  
第四項、第六項及び第七項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

10 第一項から第三項まで又は第五項の規定の適用を受ける年金のうちこれらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額の十二倍に相当する額が四百十六万二千四百円以上である退職年金については、昭和五十八年三月分まで、これらの規定による改定後の年金額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する額(その額が第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に相当する額を超えるときは、その差額に相当する額)の支給を停止する。

一 第一項から第三項まで又は第五項の規定による改定後の年金額  
二 第一項から第三項まで又は第五項の規定による改定後の年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額の十二倍に相当する額が四百十六万二千四百円であるものとしてこれらの規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額

第二條の二十四の次に次の一条を加える。  
(昭和五十七年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二條の二十五 昭和五十六年三月三十一日以前に第二條第一項の資格喪失事由に該当した

組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に新法第三十九條第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に定める額をそれぞれ当該年金に係る平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、法、三十九年改正法附則又は四十一一年改正法附則第三條の規定を適用して算定した額に改定する。この場合において、第二條の二十二第一項後段の規定を準用する。

一 前条第一項に規定する年金 当該年金の額を同項の規定により改定する場合のその改定後年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額にそれぞれ別表第十の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が百二十八万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額(その額が五百四万円を超えるときは、五百四万円))

二 昭和五十五年四月一日以後昭和五十六年三月三十一日以前に第二條第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和五十五年四月一日以後昭和五十六年三月三十一日以前に新法第三十九條第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定によ

る年金 その給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第十の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が百二十八万円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額(その額が五百四万円を超えるときは、五百四万円))

2 第一條の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四條第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

3 第一條第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

4 第三項の規定の適用を受ける年金のうちこれらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額が四百十六万二千四百円以上である退職年金又は減額退職年金であつて第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えることとなるものについては、昭和五十八年三月分まで、これらの規定による改定後の年金額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する額(その額が第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に相当する額を超えるときは、その差額に相当する額)の支給を停止する。

一 前三項の規定による改定後の年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準

給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額が四百六十六万二千三百九十九円であるものとしてこれらの規定により年金額を改定するものとした場合における改定後の年金額

第四條の九の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第四條の十 前條第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、第四條第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同條第一項第一号中「二十四万円」とあるのは「五十三万三千七百七十六円」と、同項第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一條の規定による改正後の法第二十一條第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一條第一項の資格の喪失の日に行なわれていたとし、たならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額(その月額が、三十九年改正法附則第四條第六號の規定が当該資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額)を求め、その月額を基礎として」と、「第一條の五第一項」とあるのは「第一條の十四第一項」と、同條第二項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替へるものとする。

2 前條第二項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、第四條第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同條第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「五十三万三千七百七十六円」と、同項第二号中「第二條の七第一項又は第二條の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二條の二十五第一項」と読み替へるものとする。

項若しくは第二項」とあるのは「第二條の二十五第一項」と、同條第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と」と、「新法通算退職年金の改定基礎月額」とあるのは「新法通算退職年金の改定基礎月額」と、同項第二号中「別表第一の二」とあるのは「別表第一の二(昭和五十七年十月一日以後に第二條第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員については、五十四年改正法第二條の規定による改正前の法別表第一の二)」と読み替へるものとする。

3 昭和五十五年一月一日以後昭和五十六年三月三十一日以前に第二條第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に於いての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十七年五月分以後、その額を、第四條第三項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項第一号中「二十四万円」とあるのは「五十三万三千七百七十六円」と、同項第二号中「第二條の七第一項又は第二條の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二條の二十五第一項」と読み替へるものとする。

4 旧法第三十七條の二第六項、四十九年改正法第一條の規定による改正前の法第三十七條の三第五項、五十四年改正法第二條の規定による改正前の法第三十七條の三第六項又は五十四年改正法第二條の規定による改正後の法第三十七條の三第五項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前三項の規定に準じて算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。

5 第一條第二項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

6 昭和五十六年三月三十一日以前に第一條第一項の資格の喪失をし、又は第二條第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算遺族年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十七年四月三十日の以前に取得されたものについては、同年五月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 第一項、第四項又は第五項の規定の適用を受ける通算退職年金のうちこれらの規定による年金額の改定の基礎となつた昭和五十七年度における旧法通算退職年金の改定基礎月額(第一項の規定により算定された通算退職年金の額の算定の基礎となつた同條第一項第二号に規定する旧法通算退職年金の改定基礎月額をいう。以下この項において同じ。)の十二倍に相当する額が四百六十六万二千四百円以上である通算退職年金については、昭和五十八年三月分まで、第一項、第四項又は第五項の規定による改定後の年金額のうち昭和五十七年度における旧法通算退職年金の改定基礎月額に係る部分の額と第一項、第四項又は第五項の規定の適用がないものとした場合における年金額のうち昭和五十六年度における旧法通算退職年金の改定基礎月額(前條第一項の規定により算定された通算退職年金の額の算定の基礎となつた同條第一項及び第二項の規定の例により算定された通算退職年金の額の算定の基礎となつた同條第一項第二号に規定する旧法通算退職年金の改定基礎月額をいう。)に係る部分の額との差額の三分の一に相当する額(その額が第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に相当する額を超えるときは、その差額に相当する額)を支給を停止する。

一 第一項、第四項又は第五項の規定による改定後の年金額

8 第二項から第五項までの規定の適用を受ける通算退職年金のうちこれらの規定による年金額の改定の基礎となつた昭和五十七年度における新法通算退職年金の改定基礎月額(第二項又は第三項の規定により第四條第三項及び第四項の規定に準じて算定された通算退職年金の額の算定の基礎となつた同條第三項第二号に規定する新法通算退職年金の改定基礎月額をいう。以下この項において同じ。)の十二倍に相当する額が四百六十六万二千四百円以上である通算退職年金については、昭和五十八年三月分まで、第二項から第五項までの規定による改定後の年金額のうち昭和五十七年度における新法通算退職年金の改定基礎月額に係る部分の額と第二項から第五項までの規定の適用がないものとした場合における年金額のうち昭和五十六年度における新法通算退職年金の改定基礎月額(前條第二項又は第三項の規定により第四條第三項及び第四項の規定に準じて算定された通算退職年金の額の算定の基礎となつた同條第三項第二号に規定する新法通算退職年金の改定基礎月額をいう。)に係る部分の額との差額の三分の一に相当する額(その額が第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に相当する額を超えるときは、その差額に相当する額)を支給を停止する。

一 第二項から第五項までの規定による改定後の年金額

二 第二項から第五項までの規定による改定後の年金額の算定の基礎となつた昭和五十七年度における旧法通算退職年金の改定基礎月額(前條第二項又は第三項の規定により第四條第三項及び第四項の規定に準じて算定された通算退職年金の額の算定の基礎となつた同條第三項第二号に規定する旧法通算退職年金の改定基礎月額をいう。)に係る部分の額との差額の三分の一に相当する額(その額が第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との差額に相当する額を超えるときは、その差額に相当する額)を支給を停止する。

昭和五十七年五月十四日 衆議院會議録第二十二号

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律 七四〇

七年度における新法通算退職年金の改定基礎月額額の十二倍に相当する額が四百十六万二千三百九十二円であるとしてこれらの規定により年金額を改定するものとした場合

別表第十(第一条の十四、第二条の二十五関係)

| 年                        | 額 | 区 | 分 | 率     | 額        |
|--------------------------|---|---|---|-------|----------|
| 一、二八〇、〇〇〇円未満             |   |   |   | 一・〇五五 |          |
| 一、二八〇、〇〇〇円以上四、六二二、二二三円未満 |   |   |   | 一・〇四五 | 一一、八〇〇円  |
| 四、六二二、二二三円以上             |   |   |   | 一・〇〇〇 | 二二〇、八〇〇円 |

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表中

|         |           |           |           |           |           |
|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 七五、〇〇〇円 | 七六、〇〇〇円未満 | 七四、〇〇〇円未満 | 七八、〇〇〇円未満 | 七六、〇〇〇円以上 | 七八、〇〇〇円以上 |
| 七五、〇〇〇円 | 七六、〇〇〇円   | 七四、〇〇〇円以上 | 七八、〇〇〇円以上 | 七八、〇〇〇円以上 | 七八、〇〇〇円以上 |
| 八〇、〇〇〇円 | 七八、〇〇〇円以上 | 八二、五〇〇円未満 | 八二、五〇〇円以上 | 八二、五〇〇円以上 | 八二、五〇〇円以上 |

〇〇〇円 四一五、〇〇〇円以上

四一五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満  
四二五、〇〇〇円以上 四三五、〇〇〇円未満  
四三五、〇〇〇円以上

附則第八条中「五十六万八千八百円」を「五十九万二千七百円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十条第十号中「五百四万円」を「五百二十八万円」に改める。

附則第七条第六項中「第一条の十三第一項」を「第一条の十四第一項」に改める。

における改定後の年金額

第五条及び第六条中「第二条の二十四」を「第二条の二十五」に改める。

別表第九の次に次の一表を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。ただし、第二条中農林漁業団体職員共済組合法(以下「法」という。第二十条第一項の改正規定及び第三条中農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「三十九年改正法」という。附則第四十条第十号の改正規定並びに次条及び附則第四条の規定は、同年四月一日から施行する。

(標準給与に關する経過措置)

第二条 昭和五十七年四月一日前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者(同月から標準給与が改定されるべき者を除く)のうち、同月の標準給与の月額が七万六千円以下である者(給与月額が七万四千円以上七万六千円未満である者を除く。又は四十二万円である者(給与月額が四十二万五千円未満である者を除く)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の法第二十条第一項の規定による標準給与の月額の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

(退職年金等の額の特例に關する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の法附則第八條並びに第三条の規定による改正後の三十九年改正法附則第七條の二、第十二條第三項及び第十五條の二第一項の規定は、昭和三十三年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十七年五月分以後適用する。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に關する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四十条第十号の規定は、昭和五十七年四月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三條に規定するもののほか、給付及び標準給与に關する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

理由

農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引上げ、標準給与の月額の上下限の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引上げ、標準給与の月額の上下限の引上げ等を図らうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 既裁定年金の額の改定

昭和五十六年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金等について、その年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を昭和五十六年度の国家公務員の給与の改善内容を基準として増額することにより、年金額を昭和五十七年五月分から引き上げること。

ただし、その引上げ後の年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の額が一定額以上である退職年金、減額退職年金及び通算退職年金については、昭和五十八年三月まで、引上げ額の三分の一の支給を停止すること。

2 退職年金等の最低保障額の引上げ

退職年金、障害年金及び遺族年金について、その最低保障額を昭和五十七年五月分から引き上げ、遺族年金については、同年八月

分から更に引き上げること。

3 標準給与の下限及び上限の引上げ  
掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限を七万二千円から七万五千円に、上限を四十二万円から四十四万円にそれぞれ引き上げること。

4 施行期日  
この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。

## 二 議案の修正議決理由

本案は、他の共済制度に準じて既裁定年金の額の改定を行うものである。妥当なものと認め、本案の施行期日はすでに経過している。これを「公布の日」に改めるとともに、これに伴って必要な規定の整備を図る必要を認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本修正は、自由民主党の提案に係るものである。

また、本案に対し、給付に関する実施時期について、昭和五十七年五月分からとしているものを一月繰り上げ、昭和五十七年四月分からとする。この等と内容とする日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合の共同提案に係る修正案が提出されたが、少数をもって否決された。

なお、この修正案に対し、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、田澤農林水産大臣より「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

## 三 本案施行に要する経費

昭和五十七年度一般会計予算（農林水産省所管）に、農林漁業団体職員共済組合補助に必要な経費として百五十二億四百四十八万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和五十七年五月十二日

農林水産委員長 羽田 孜  
衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

（小字及び一は修正）

## 附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。

ただし、第二条中農林漁業団体職員共済組合法（以下「旧法」という。）第二十条第一項の改正規定及び第三条中農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（以下「三十九年改正法」という。）附則第四十条第十号の改正規定並びに次条及び附則第四条の規定は、同年四月一日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）  
第二条 昭和五十七年四月一日以前に組合員の資格を有する者（昭和五十七年四月一日以後にその資格を取得して同日まで引き続き組合員の資格を有する者）（同月）から標準給与が改定されるべき者（以下「標準給与」という。）のうち、同月の標準給与の月額が七万六千円以下である者（以下「標準給与七万六千円以下者」という。）は、同月の標準給与の月額が七万六千円以上七万六千円未満である者（以下「標準給与七万六千円以上七万六千円未満者」という。）又は四十二万円である者（以下「標準給与四十二万円者」という。）を除く。

（標準給与七万六千円以下者）  
（標準給与七万六千円以上七万六千円未満者）  
（標準給与四十二万円者）

（標準給与七万六千円以下者）  
（標準給与七万六千円以上七万六千円未満者）  
（標準給与四十二万円者）

（標準給与七万六千円以下者）  
（標準給与七万六千円以上七万六千円未満者）  
（標準給与四十二万円者）

（標準給与七万六千円以下者）  
（標準給与七万六千円以上七万六千円未満者）  
（標準給与四十二万円者）

（標準給与七万六千円以下者）  
（標準給与七万六千円以上七万六千円未満者）  
（標準給与四十二万円者）

（標準給与七万六千円以下者）  
（標準給与七万六千円以上七万六千円未満者）  
（標準給与四十二万円者）

（標準給与七万六千円以下者）  
（標準給与七万六千円以上七万六千円未満者）  
（標準給与四十二万円者）

（標準給与七万六千円以下者）  
（標準給与七万六千円以上七万六千円未満者）  
（標準給与四十二万円者）

（標準給与七万六千円以下者）  
（標準給与七万六千円以上七万六千円未満者）  
（標準給与四十二万円者）

（標準給与七万六千円以下者）  
（標準給与七万六千円以上七万六千円未満者）  
（標準給与四十二万円者）

（標準給与七万六千円以下者）  
（標準給与七万六千円以上七万六千円未満者）  
（標準給与四十二万円者）

（標準給与七万六千円以下者）  
（標準給与七万六千円以上七万六千円未満者）  
（標準給与四十二万円者）

（標準給与七万六千円以下者）  
（標準給与七万六千円以上七万六千円未満者）  
（標準給与四十二万円者）

（標準給与七万六千円以下者）  
（標準給与七万六千円以上七万六千円未満者）  
（標準給与四十二万円者）

（掛金に関する経過措置）

第三条 前条第一項の規定により改定された標準給与の月額を標準とする掛金の算定は、昭和五十七年四月分以後の掛金について行ふものとし、同年三月分以前の掛金については、なお従前の例による。

（退職年金等の額の特例に関する経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の法附則第八條並びに第三条の規定による改正後の三十九年改正法附則第七條の二、第十二条第三項及び第十五条の二第一項の規定は、昭和三十九年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十七年五月分以後適用する。

（旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置）

第五条 第三条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四十条第十号の規定は、昭和五十七年四月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日以前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（政令への委任）

附則第二條から前条まで  
附則第三條に規定するもののほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（別紙）

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本制度の健全かつ円滑な運営を図るため、左記事項に検討を加え、その実現を期すべきである。

一 本制度の給付水準を維持、向上させるとともに増大する不足財源に対処するため、その財政基盤の強化に努めること。

なお、昭和五十七年度から同五十九年度までの間減額されることとなった国庫補助額について

ては、財政再建期間終了後すみやかに適正な利率を付して、その減額分の補てんを行うこと。

二 既裁定年金の改善については、公務員給与の引上げに対応した自動スライド制の導入を検討すること。

三 退職年金等の最低保障額の算定は、正に努めるとともに遺族年金の給付の改善を検討すること。

四 農林漁業団体の経営基盤の強化に努めるとともに、これら団体職員の定年制の延長等雇用条件の改善が図られるよう適切な指導を行うこと。

右決議する。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

提出者  
災害対策特別委員長 川俣健二郎

ては、財政再建期間終了後すみやかに適正な利率を付して、その減額分の補てんを行うこと。

二 既裁定年金の改善については、公務員給与の引上げに対応した自動スライド制の導入を検討すること。

三 退職年金等の最低保障額の算定は、正に努めるとともに遺族年金の給付の改善を検討すること。

四 農林漁業団体の経営基盤の強化に努めるとともに、これら団体職員の定年制の延長等雇用条件の改善が図られるよう適切な指導を行うこと。

右決議する。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

提出者  
災害対策特別委員長 川俣健二郎

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

提出者  
災害対策特別委員長 川俣健二郎

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

提出者  
災害対策特別委員長 川俣健二郎

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

提出者  
災害対策特別委員長 川俣健二郎

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

提出者  
災害対策特別委員長 川俣健二郎

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

提出者  
災害対策特別委員長 川俣健二郎

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

提出者  
災害対策特別委員長 川俣健二郎

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十七年五月十四日 衆議院會議録第二十一号

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

七四二

「超えない」に改め、同条を第十二条とし、第九条第一項中「第十一項」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「超えない」を「超えない」に改め、同条を第十三条とし、第八条第一項中「行なわれる」を「行われる」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「超えない」を「超えない」に改め、同条を第十四条とし、第三章を第四章とする。第二章の次に次の一章を加える。

第三章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第八条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民(次項において「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。

2 災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり百五十万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。

(準用規定)

第九条 第五条から第七条までの規定は、災害障害見舞金について準用する。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第八条関係)

- 一 両眼が失明したもの
- 二 咀嚼及び言語の機能を喪失したもの
- 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 四 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
- 六 両上肢の用を全廃したもの
- 七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの
- 八 両下肢の用を全廃したもの
- 九 精神又は身体に著しい障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超

えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)

2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第六号の二中「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」を「災害弔慰金の支給等に関する法律」に改める。

理由

災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたときに精神又は身体に著しい障害がある者に対して、見舞のため、市町村が、市町村と都道府県と国との負担の下に災害障害見舞金の支給を行う制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約六千万円の見込みである。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十七年三月十日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第六条の六」を「第六条の七」に、「第十三条の八」を「第十三条の九」に改正する。

に改める。

第六条の六の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第六号の七 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十六年三月三十一日以前の退職に係る年金(第五項の規定の適用を受けるものを除く。)及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金(当該退職に係る地方公共団体の給与と条例等の給料に関する規定につき昭和五十六年度において改正が行われた場合において、地方公共団体の給与に関する条例その他の規程の規定で一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第九十六号)附則第三項の規定に相当するもの)の適用により、当該期間内において、当該給与と条例等の給料に関する規定の改正後の規定(これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。)以下「新給料規定」という。)の適用を受けない期間(以下「給料調整期間」という。)のある管理職員(同法附則第三項に規定する管理職員をいう。以下同じ。)に相当する者として政令で定める者に該当する者(昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで)の間において、一般職の職員の給与に関する法律(昭和五十五年法律第九十五号)の俸給に係る昭和五十六年度における改正後の規定(以下「新俸給規定」という。)の適用を受けない期間(以下「俸給調整期間」という。)のある管理職員に該当する者を含む。)であつた者(以下「給料調整適用者」という。)に係るものに限る。)で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第六条の三第

一項後段の規定を準用する。

一 昭和五十五年三月三十一日以前の退職に係る年金 当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつてゐる新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額にその額が別表第十一の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その額が五百四万円を超えない場合は、五百四万円)は、五百四万円)

二 昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間の退職に係る年金 当該年金の額(その額につき年金額の最低保障に関する新法の規定の適用がなされた場合)は、その適用がなされた場合の額(その額が五百四万円を超えない場合は、五百四万円)は、五百四万円)の新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額(当該退職に係る地方公共団体の給与と条例等の給料に関する規定につき昭和五十五年以後において改正が行われた場合において、当該改正後の給与と条例等の給料に関する規定(これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。)以下「新給料規定」という。)の適用を受けない期間(以下「給料調整期間」という。)のある管理職員に該当する者を含む。)であつた者(以下「給料調整適用者」という。)に係るものに限る。)で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第六条の三第



ち新法の給料年額に係るものについては、その額が五百四万円を超える場合には、五百四万円。

三 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金で給料調整適用者に係るもの、給料調整期間(管理職員であつた者にあつては、俸給調整期間)に係る新法第二項第一項第五号に規定する給料について新給料規定(管理職員であつた者にあつては、新俸給規定)の適用を受けていたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額

2 第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定により年金額を改定された新法の規定による退職年金又は減額退職年金で、その改定年金額の算定の基礎となつてゐる新法の給料年額とみなされた額が四百六十六万二千四百円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、前二項の規定による改定年金額と前二項の規定の適用がないものとした場合における年金額との差額の三分の一に相当する金額(その金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する金額)の支給を停止する。

一 前二項の規定による改定年金額  
二 前二項の規定による改定年金額の算定の基礎となつてゐる新法の給料年額、退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなされた額が四百六十六万二千四百円以上であるとして前二項の規定により年金額を改定するものとした場合における改定年金額

4 前三項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十六年三月三十一日以前の退職に係る年金(次項の規定の適用を受けるものを除く。)及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る年金(給料調整適用者に係るものに限る。)で、同年四月三十日において現に支給されてゐるものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

5 前各項の規定は、沖縄の退職年金等と昭和五十七年四月三十日において現に支給されてゐるものについて準用する。

第十條の六の次に次の一条を加える。

(昭和五十七年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第十條の七 昭和五十六年三月三十一日以前の通算退職年金等(地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、同日以前の退職に係る通算退職年金(第六項の規定の適用を受けるものを除く。)及び同年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金(給料調整適用者に係るものに限る。))をいう。第四項において同じ。)で昭和五十七年四月三十日において現に支給されてゐるものについては、同年五月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十三万三千七百六十六円  
二 通算退職年金の仮定給料(次のイ、ロ又はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応じそれぞれイ、ロ又はハに掲げる額をいう。の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

イ 昭和五十五年三月三十一日以前の退職に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額にその額が別表第十一の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額(その加えて得た額が五百四万円を超える場合には、五百四万円)を十二で除して得た額

ロ 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金で給料調整適用者に係るもの、給料調整期間(管理職員であつた者にあつては、俸給調整期間)に係る新法第二項第一項第五号に規定する給料について新給料規定(管理職員であつた者にあつては、新俸給規定)の適用を受けていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料

ハ 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間の退職に係る通算退職年金で給料調整適用者に係るもの、給料調整期間(管理職員であつた者にあつては、俸給調整期間)に係る新法第二項第一項第五号に規定する給料について新給料規定(管理職員であつた者にあつては、新俸給規定)の適用を受けていたとしたならばその者の通算退職年金の額の算定の基準となるべき給料

二 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、「次項第一号」とあるのは「次項の規定により読み替へられた前条第二項第一号」と、「前項第二号」とあるのは「次条第一項第二号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「次条第一項の規定及び同条第二項において読み替へられた前項」と読み替へるものとする。

3 第一条第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について準用する。

4 昭和五十六年三月三十一日以前の通算退職年金等に係る通算遺族年金で昭和五十七年四月三十日において現に支給されてゐるものについては、同年五月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通過退職年金とみなして前三項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

5 第一項から第三項までの規定により年金額を改定された通算退職年金で、その算定の基礎となつてゐる第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額が四百六十六万二千四百円以上であるものについては、昭和五十八年三月分まで、これらの規定による改定年金額のうち同号に規定する通算退職年金の仮定給料に係る部分の額とこれらの規定の適用がないものとした場合における年金額のうち前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料(第一項第二号ロ又はハに掲げる通算退職年金にあつては、当該通算退職年金の額の算定の基礎となつてゐる給料)に係る部分の額との差額の三分の一に相当する金額(その金額が第一号に掲げる年金額と第二号に掲げる年金額との差額に相当する金額)の支給を停止する。

一 第一項から第三項までの規定による改定年金額  
二 第一項から第三項までの規定による改定年金額に係る第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料が三十四万六千八百六十六円であるとしてこれらの規定により年金額を改定するものとした場合における改

昭和五十七年五月十四日 衆議院會議録第二十一号

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

七四四

定年金額

6 前各項の規定は、沖縄の通算退職年金等で昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについて準用する。  
 第十一條中「第六條の六」を「第六條の七」に改める。  
 第十二條中「国」を「政令で定めるところにより、国」に改める。  
 第十三條の五第一項中「第十三條の八」を「第十三條の九」に改める。  
 第十三條の八第一項中「新法の規定による」の下に「地方議會議員の」を加え、同條の次に次の一條を加える。  
 (昭和五十七年度における地方議會議員共済会の年金の額の改定)

第十三條の九 地方議會議員であつた者に係る新法の規定による地方議會議員の退職年金等のうち昭和五十五年五月三十一日以前の退職に係る年金及び地方議會議員であつた者に係る施行法第四十二條の二に規定する互助年金で、昭和五十七年四月三十日において現に支給されているものについては、同年五月分以後、その額を、その者が引き続き昭和五十七年度(昭和五十七年度における地方議會議員共済会の年金の額の改定)

別表第十一(第六條の七、第十條の七関係)

給 料 年 額  
 一、二八〇、〇〇〇円未満のもの  
 一、二八〇、〇〇〇円以上四、六二二、二二二円未満のもの  
 四、六二二、二二二円以上五、〇六一、五三九円未満のもの  
 五、〇六一、五三九円以上一三、五五三、八四七円未満のもの  
 一三、五五三、八四七円以上のもの

| 給 料 年 額                      | 率     | 金 額      |
|------------------------------|-------|----------|
| 一、二八〇、〇〇〇円未満のもの              | 一・〇五五 | 〇円       |
| 一、二八〇、〇〇〇円以上四、六二二、二二二円未満のもの  | 一・〇四五 | 一一、八〇〇円  |
| 四、六二二、二二二円以上五、〇六一、五三九円未満のもの  | 一・〇〇〇 | 二二〇、八〇〇円 |
| 五、〇六一、五三九円以上一三、五五三、八四七円未満のもの | 〇・九七四 | 三三二、四〇〇円 |
| 一三、五五三、八四七円以上のもの             | 一・〇〇〇 | 〇円       |

(地方公務員等共済組合法の一部改正)  
 第二條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。  
 第百十四條第三項中「四十二万円」を「四十四万円」に改める。

五年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議會議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額(同日において適用されていた地方議會議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和五十七年十二月一日における報酬額に係る標準報酬月額に三・七を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。)に十二を乗じて得た額を新法第六十一條第二項に規定する標準報酬月額とみなし、新法第一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、施行法第四十二條の三第一項又は第四項の規定により支給される年金たる共済給付金について準用する。  
 3 第一條第五項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第十七條中「第十條の六」を「第十條の七」に、「第十三條の八」を「第十三條の九」に改める。  
 別表第十の次に次の一表を加える。

第百二十三條第二項中「組合員」を「組合員を代表する者」に改める。  
 第百四十四條の十一第四項中「四十二万円」を「四十四万円」に改める。  
 附則第三條の二第二項中「以下」を「次項において」に、「起算して八年を経過する日」を「運営

審議會の運営状況を勘案して政令で定める日」に改め、同條第二項中「起算して八年を経過する日」を「組合会の運営状況を勘案して政令で定める日」に改める。  
 附則第五條の次に次の一條を加える。  
 (指定都市職員共済組合の設立の特例)

第五條の二 昭和五十七年四月一日以後に地方自治法第二百五十二條の十九第一項の規定により指定された指定都市の職員については、

当分の間、第三條第一項第五号の規定は、適用しない。この場合において、当該職員は、引き続き指定都市以外の市の職員であるものとみなして、同項及び同條第二項の規定を適用する。  
 附則第十四條の三を附則第十四條の四とし、附則第十四條の二の次に次の一條を加える。  
 (市町村職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業)

第十四條の三 市町村職員共済組合連合会は、第二十七條第二項各号に掲げる事業のほか、当分の間、政令で定めるところにより、市町村職員共済組合の短期給付(第五十四條に規定する短期給付を除く)の掛金に係る不均衡を調整するための交付金(第四項において「調整交付金」という。)の交付の事業その他市町村職員共済組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができる。

2 市町村職員共済組合連合会が前項の規定により行う事業に要する費用は、次に掲げる預託金の運用収入又は拠出金をもって充てるものとする。

一 市町村職員共済組合からの市町村職員共済組合連合会に対する預託金の運用収入  
 二 市町村職員共済組合からの市町村職員共済組合連合会に対する拠出金  
 3 市町村職員共済組合は、政令で定めるところにより、短期給付に係る業務上の余裕金のうちから前項第一号の預託金を市町村職員共済組合連合会に預託し、又は同項第二号の拠出金を市町村職員共済組合連合会に拠出する

ものとする。  
 4 調整交付金の交付を受ける市町村職員共済組合に係る第百十三條第一項第一号及び第二項第一号並びに第百四十四條第二項の規定の適用については、当該調整交付金は、掛金とみなす。  
 5 前三項に規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。  
 附則第四十條の二を削り、附則第四十條の三を附則第四十條の二とする。  
 (地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和五十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。  
 第三條の三第一項第五号中「昭和五十六年法律第三十六号」を「昭和五十七年法律第五号」に改める。  
 第十四條の二中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改める。  
 第二十九條の二第一項第一号中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改め、同項第二号中「五十六万八千円」を「五十九万二千七百円」に改める。

第四十一條第一項中「百二十三万六千円」を「百三十二万円」に改め、同條第二項中「百二十三万六千円」を「百三十二万円」に、「百十四万円」を「百二十二万四千円」に改める。  
 第百三十二條の十八中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改める。  
 第百三十二條の二十六第一項第一号中「七十四万九千円」を「七十九万二千円」に改め、同項第二号中「五十六万八千円」を「五十九万二千七百円」に改める。  
 第百三十二條の四十第二項及び第三項中「新法第四十四條の三第一項」を「政令で定めるところにより、新法第四十四條の三第一項」に改める。

附則に次の一項を加える。  
 5 昭和五十七年五月分以後の第百三十二條の

三十九第一項の規定により地方職員共済組合が支給すべき昭和五十六年法律第七十三号による改正前の新法第九十八各号に掲げる給付で年金であるものの額については、第百三十二条の四十第一項中「行われた場合」とあるのは、「行われた場合(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第 号)による改正後の昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の規定により組合員であつた者に係る新法の規定による年金の額の改定が行われた場合を含む。）」として、同条の規定を適用する。

別表第二中「三、三七二、八〇〇円」を「三、五八六、四〇〇円」に、「二、二八一、八〇〇円」を「二、四三〇、四〇〇円」に、「一、五八一、八〇〇円」を「一、六八六、四〇〇円」に改め、同表の備考三中「十三万二千円」を「十四万四千円」に、「九万円」を「九万六千円」に改める。

## 附 則

(施行期日)  
第一条 この法律は、昭和五十七年五月一日から施行する。ただし、第二条中地方公務員等共済組合法第百十四条第三項及び第百四十四条の十一第四項の改正規定並びに同法附則第五條の次に一条を加える改正規定並びに次条の規定は、同年四月一日から施行する。

(掛金の標準となる給料に関する経過措置)  
第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第百十四条第三項及び第百四十四条の十一第四項の規定は、昭和五十七年四月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

(長期在職者に係る退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)  
第三条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(次項において「改正後の施行法」という。)第十四条

の二、第二十九条の二第一項、第四十一条第二項及び第二項、第百三十二条の十八、第百三十二条の二十六第一項並びに別表第二の規定は、昭和五十七年四月三十日以前に給付事由が生じた給付についても、同年五月分以後適用する。

2 昭和五十七年六月三十日以前に給付事由が生じた地方公務員等共済組合法第八十六条第一項第一号又は第九十三条第一号の規定による年金について改正後の施行法第四十一条又は別表第二の規定を適用する場合については、同年五月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中「百三十二万円」とあるのは「百二十九万九千円」と、同条第二項中「百三十二万円」とあるのは「百二十九万九千円」と、「百二十二万四千円」とあるのは「百二十万三千円」と、同表中「三、五八六、四〇〇円」とあるのは「三、五五六、四〇〇円」と、「二、四三〇、四〇〇円」とあるのは「二、四〇五、四〇〇円」と、「一、六八六、四〇〇円」とあるのは「一、六六六、四〇〇円」とする。

(政令への委任)  
第四条 前二条に定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

## 理 由

地方公務員共済組合の年金の額につき恩給法等の改正内容に準じて引上げを図るほか、市町村職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業の実施のための措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

するものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 地方公務員の共済組合制度の改正に関する事項

1 既裁定年金の年金額の引上げ  
恩給における措置にない、地方公務員共済組合が支給する年金について、その年金の額の算定の基礎となつた給料を昭和五十六年度の公務員給与の改善内容に準じて増額することにより、年金の額を引き上げることとする。ただし、増額の給料の額が一定額以上の者に支給する退職年金、減額退職年金又は通算退職年金については、昭和五十八年三月まで、引上額の三分の一の支給を停止することとする。

2 退職年金等の最低保障額の引上げ  
(1) 恩給の最低保障額の引上げに伴い、長期在職者等に係る退職年金及び廃疾年金の最低保障額を引き上げることとする。

(2) 増加恩給の増額及び公務扶助料の最低保障額の引上げに伴い、公務による廃疾年金及び遺族年金の最低保障額を引き上げることとする。

3 市町村職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業の実施  
市町村職員共済組合の短期給付(附加給付を除く)に係る掛金率の不均衡を調整するため、市町村職員共済組合連合会は、政令で定めるところにより、財政調整事業を実施することとする。

4 その他  
(1) 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げることとする。

(2) 昭和五十七年四月一日以後に指定都市の指定があつた場合には、指定都市職員共済組合は設けないうこととする。

(3) その他所要の措置を講ずることとする。

(二) 地方団体関係団体職員の年金制度の改正に関する事項

地方団体関係団体職員の年金制度について、地方公務員の共済組合制度における前記(一)の1、2の(1)及び4の(1)に準ずる措置を講ずることとする。

(三) 地方議会議員の年金制度の改正に関する事項

地方議会議員共済組合が支給する退職年金等について、増額改定を行うこととする。

四 施行期日  
前記の改正は、昭和五十七年五月一日から施行することとする。ただし、前記(一)の4の(1)及び(2)の改正は、同年四月一日から施行することとする。

議案の修正議決理由

地方公務員共済組合の年金の額につき恩給法等の改正内容に準じて引上げを図るほか、市町村職員共済組合の短期給付に係る財政調整事業の実施のための措置等を講ずることは時宜に適合するものと認め、本案は、別紙のとおり修正することを必要と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党の四党共同提案に係る退職年金等の年金額の引上げの実施時期の一月繰上げを内容とする修正案が提出されたが、否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することにした。

右報告する。

昭和五十七年五月十三日

地方行政委員長 中山 利生

衆議院議長 福田 一殿

(別紙)

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第百十四条第三項中「四十二万円」を「四十四万円」に改める。

七四六

第十三条第一項中「十四歳」を「十六歳」に改める。

第十四条の見出し中「押なつ」を「押なつ」に改め、同条第一項中「十四歳」を「十六歳」に改め、「第十一條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「指紋原紙二葉に」を「指紋原紙に」に、「押なつ」を「押さなければならぬ」に改め、同条第三項中「指紋原紙二葉に」を「指紋原紙に」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同条第四項中「十四歳」を「十六歳」に改める。

第十五条第二項中「十四歳」を「十六歳」に改める。

第十五条の二第一項中「第十一條第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十八条第一項中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一項中「第九條第一項若しくは第二項」を「第九條第一項」に改め、「第十一條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第二項中「第九條第一項若しくは第二項又は第十一條第一項の規定による申請」を「第九條第一項又は第十一條第一項の規定による申請」に改め、同条第三項中「第九條第一項若しくは第二項」を「第九條第一項」に改め、「第十一條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第六号を次のように改める。

六 第十三条第一項の規定に違反して登録証明書を受領せず、又は市町村の長が交付し若しくは返還する登録証明書の受領(第十五条第二項の規定による場合の受領を含む。)を妨げたる者

第十八条第一項第六号の二を削り、同項第七号を次のように改める。

七 第十三条第二項の規定に違反して登録証明書の提示を拒んだ者

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第七項、第十一條第五項若しくは第八項又は第十二條第一項若しくは第二項の規定に違反した者

定に違反した者

二 第九條第二項の規定に違反して同項の規定による申請をしないで同項に規定する期間を超えて本邦に在留する者

三 第九條第二項の規定による申請(第十五条第二項の規定による場合の申請を含む。)に關し虚偽の申請をした者

四 第十三条第一項の規定に違反して登録証明書を受領しなかつた者

第十九條中「第十一條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「五万円」を「五万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

2 この法律の施行の際この法律による改正前の外国人登録法(以下「旧法」という。)第四条第一項の登録を受けている外国人(次項に規定する外国人を除く。)が、最初にこの法律による改正後の外国人登録法第十四條第一項の申請をしなればならない期限(以下「最初の新法による切替交付の申請期限」という。)は、当該登録を受けた日(旧法第六條第三項若しくは第七條第三項の確證又は旧法第十四條第一項の申請に基づき確認を受けた場合)は、最後に確認を受けた日。次項において同じ。から五年を経過する日前三十日以内とする。ただし、当該外国人が当該外国人に係る旧法第三條第一項の申請が行われた日(当該外国人が当該外国人に係る旧法第十一條第一項の申請が行われたことがある者又は昭和五十五年十月一日以後に旧法第六條第一項若しくは第七條第一項の申請が行われたことある者であるときは、最後にその申請が行われた日)において十四歳未満であつた者のうちこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)において十六歳に満たないものであるときは、最初の新法による切替交付の申請期限は、当該外国人が十六歳に達した日から三十日以内とする。

3 施行日において旧法第四條第一項の登録を受けた日から三年を経過している外国人の登録原票の記載が事実と合つていないかどうかの確認の申請、確認及び登録証明書の交付については、なお従前の例による。

4 前項の規定による申請に基づく確認を受けた外国人に係る最初の新法による切替交付の申請期限は、当該確認を受けた日から五年を経過する日前三十日以内とする。ただし、当該外国人が当該外国人に係る同項の規定による申請が行われた日において十四歳未満であつた者であるときは、最初の新法による切替交付の申請期限は、当該外国人が十六歳に達した日から三十日以内とする。

5 施行日前に旧法第三條第一項、第六條第一項、第七條第一項、第九條第一項又は第十一條第一項の申請をした者の登録原票、登録証明書又は指紋原紙への指紋の押なつについては、なお従前の例による。

6 施行日前に旧法第三條第一項、第六條第一項、第七條第一項又は第十一條第一項の申請をした者でこの法律施行の際当該申請に係る登録証明書の交付又は再交付を受けていないものの登録証明書の受領については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にした行為及び附則第三項、第五項又は第六項の規定により従前の例によることとされる登録原票の記載が事実と合つていないかどうかの確認、指紋の押なつ又は登録証明書の受領に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 (出入国管理及び難民認定法の一部改正)

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第四項中「十四歳」を「十六歳」に改める。

理由

外国人登録制度の合理化を図るため、市町村長による登録事項の確認の期間の伸長等を行うこと

とするとともに、登録証明書の携帯の義務を課する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国人登録法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十七年五月十四日 衆議院會議録第二十一号

とするとともに、登録証明書の携帯の義務を課する最低年齢を引き上げ、罰則を整備することとする等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、我が国に在留する外国人の数の著しい増加、我が国の国際的地位の向上及び国際人權規約への加入等近年における外国人登録行政をとりまく諸情勢の著しい変化に適切に対応するため、外国人登録制度を見直し、その適正化・合理化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 各種申請等に際しての本人出頭、新規登録等の申請に際しての写真提出、登録証明書の携帯等の各義務を課する年齢を十四歳以上から十六歳以上に引き上げることとする。

2 外国人は、新規登録を受けた日又は前回確認を受けた日から三年を経過する日までに登録事項の確認の申請をしなければならぬこととされているのを、五年を経過する日までに確認の申請をすれば足りることとする。

3 登録証明書を携帯しなかつた者に対する法定刑のうち自由刑を廃止することとする等罰則について所要の整備を行うこととする。

二 議案の可決理由

本案は、外国人登録制度の合理化を図るため、市町村長による登録事項の確認の期間の伸長等を行うこととするともに、登録証明書の携帯の義務を課する最低年齢を引き上げ、罰則を整備することとする等所要の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党から、登録証明書の常時携帯義務の廃止等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決され

理由

外国人登録制度の合理化を図るため、市町村長による登録事項の確認の期間の伸長等を行うこと

とするとともに、登録証明書の携帯の義務を課する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

外国人登録法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十七年五月十四日 衆議院會議録第二十一号

外国人登録法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十七年五月十四日 衆議院會議録第二十一号

外国人登録法の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十七年五月十四日 衆議院會議録第二十一号

昭和五十七年五月十四日 衆議院會議録第二十一号 外国人登録法の一部を改正する法律案及び同報告書

た。  
右報告する。

昭和五十七年五月十四日

法務委員長 羽田野忠文

衆議院議長 福田 一殿

去る七日は、會議を開くに至らなかつたので、  
同日の議事日程をここに掲載する。

議事日程 第二十二号

昭和五十七年五月七日(金曜日)

午後一時開議

第一 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案(内閣提出)

第三 私立学校振興助成法の一部を改正する法律案(石橋一弥君外三名提出)

去る十一日は、會議を開くに至らなかつたので、  
同日の議事日程をここに掲載する。

議事日程 第二十三号

昭和五十七年五月十一日(火曜日)

午後一時開議

第一 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案(内閣提出)

第三 私立学校振興助成法の一部を改正する法律案(石橋一弥君外三名提出)

昨十三日は、會議を開くに至らなかつたので、  
同日の議事日程をここに掲載する。

議事日程 第二十四号

昭和五十七年五月十三日(木曜日)

午後二時開議

第一 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院回付)

第二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院回付)

第三 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案(内閣提出)

第五 私立学校振興助成法の一部を改正する法律案(石橋一弥君外三名提出)

第六 農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

衆議院會議録第二十号中正誤

ページ 段行 誤 正  
六六 一 末三 付託され、 付託され、

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五三 四二(火)

〒105

定価 一〇円